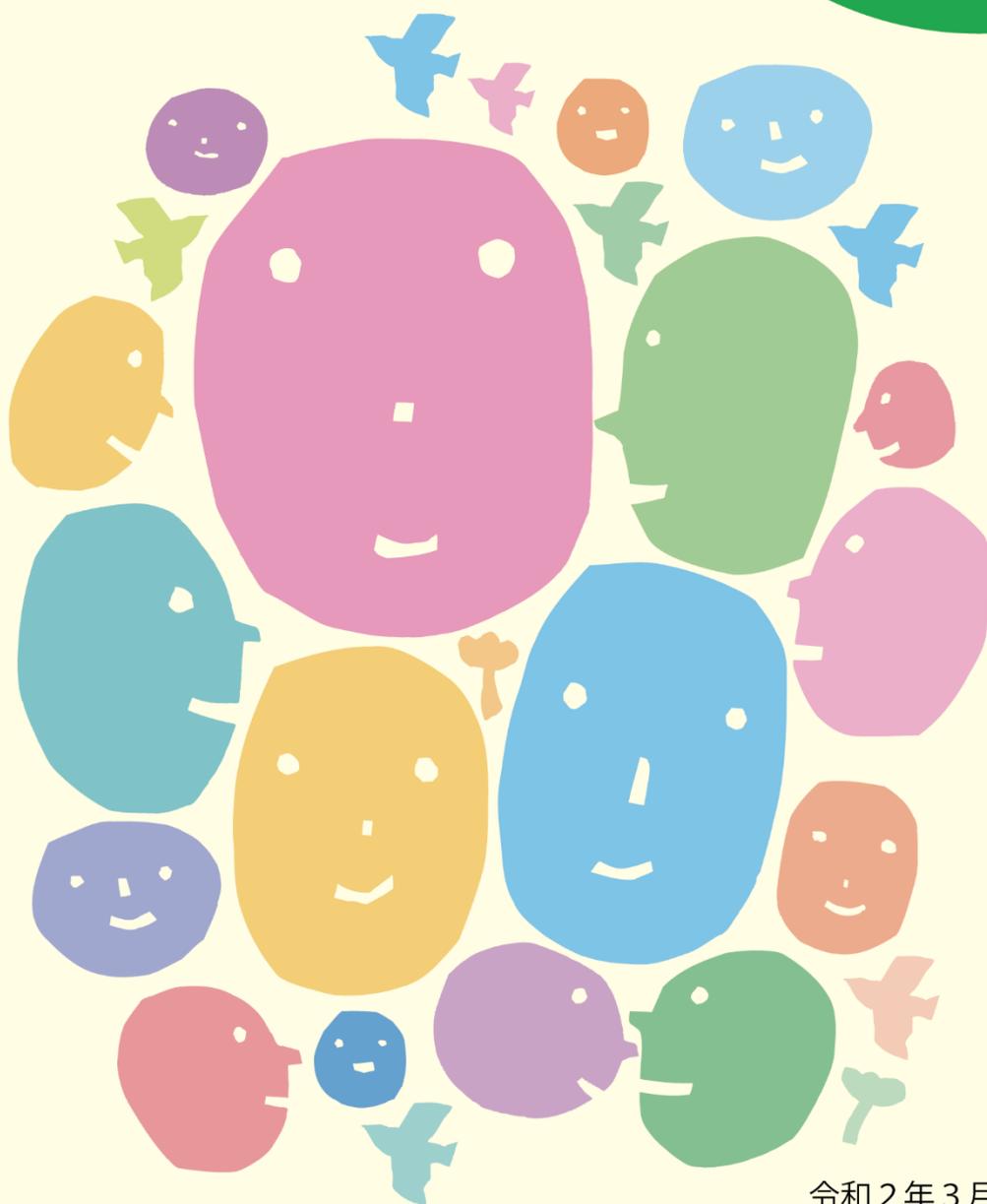


第4次 稲沢市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和2年度～令和6年度

地域 みんなでつくる
安心して暮らせるまち



令和2年3月

稲沢市
稲沢市社会福祉協議会

第4次 稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画

計画期間 令和2年度～令和6年度

基本理念

「地域 みんなでつくる、安心して暮らせるまち」

はじめに



高齢化や人口減少が進むわが国において、人と人との繋がりや支え合いが希薄化し、様々な分野で担い手の減少が問題となっています。また、8050問題、ひきこもりのように様々な問題が絡み合った複合的な支援を必要とする場合に、高齢者・障害者・児童といった対象者別の公的支援では対応が困難なケースも浮き彫りになってきています。

そこで国は、「地域共生社会の実現」を掲げ、制度や分野ごとの「縦割り」から、分野をまたがった「丸ごと」支援への転換、また地域住民などが「我が事」として主体的に支え合い、地域の資源を生かして暮らしに豊かさを生み出すための仕組みを支援するよう改革を進めています。

稲沢市では、平成17年から「稲沢市地域福祉計画」を5年ごとに策定し、このたび、第4次の計画を策定いたしました。今回の計画は、地域福祉のより一層の推進を図るため、稲沢市社会福祉協議会の「稲沢市地域福祉活動計画」と一体的に作成し、「自助」「共助」「公助」の考えのもと、「地域共生社会の実現」をめざしていきます。

令和2年2月に、子ども・子育てに関する拠点として稲沢市中央子育て支援センターを開設しました。また秋には、市役所新分庁舎内に福祉課を整備し、令和3年度からは社会福祉協議会を併設することで、市の福祉部門と社会福祉協議会をワンフロアとする福祉の拠点を整備します。子育て及び福祉に関する相談にそれぞれワンストップで対応いたします。

この計画の基本理念としました「**地域のみんでつくる、安心して暮らせるまち**」の実現のためには、行政のみならず市民や関係者の皆さまが主体となって取り組んでいただくことが肝要と考えております。引き続き皆さまの御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

また、計画策定にあたり、御尽力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、御協力いただきました関係者の皆さまに感謝申し上げます。

令和2年3月

稲沢市長 加藤 錠 司 郎

ごあいさつ



近年の急速な少子高齢化や人口減少、地域におけるつながりの希薄化、住民同士が支え合う機能の弱体化などの社会情勢の変化により、地域住民が抱える課題は複雑・深刻化しており、その解決に向けた支援体制の整備が求められています。

こうした中、稲沢市社会福祉協議会では、「地域共生社会の実現」を目指し、関係機関や地域住民との連携を強化していかなければなりません。

稲沢市社会福祉協議会では、今回の計画から、稲沢市が策定する「地域福祉計画」と一体とした「地域福祉活動計画」を策定することで、住民とともに実践していく地域福祉活動の具体的な活動を示させていただいております。

この計画の基本理念であります「**地域のみんでつくる、安心して暮らせるまち**」を目指して、重点事項でも掲げておりますように、特に次のことに力を入れていきたいと考えております。

一つ目は、福祉の拠点の整備により社会福祉協議会と市役所の福祉部門がワンフロアになることで、多様かつ複合的な課題に対してもワンストップで対応できる福祉総合相談窓口を強化し、断らない相談窓口として相談体制の再構築を図ります。

二つ目は、生活支援体制整備事業の充実です。現在、社会福祉協議会では市内各地区に生活支援体制整備事業により設置した「協議会」を立ち上げています。

この協議会を活性化させ、地域課題を把握するとともに地域組織と連携をし、課題解決に向けての体制整備の強化に努めます。

最後になりますが、本計画の策定にご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

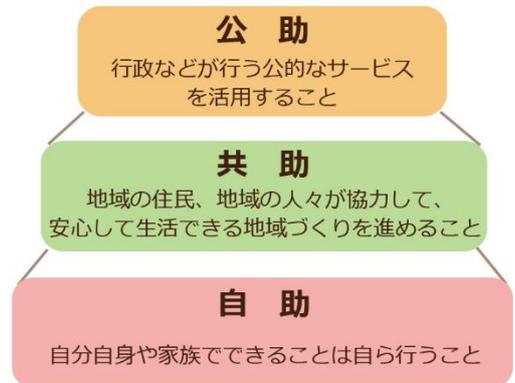
稲沢市社会福祉協議会 会長 渡邊 菱



地域のみんなで作る、安心して暮らせるまち

本市の地域福祉は、「自助」「共助」「公助」の視点から地域の様々な課題の解決に取り組むという考え方を中心に進めます。

自分自身や家族でできることは「自助」として、近隣の住民や地域で協力して解決できることは「共助」として、それらで解決できないことは「公助」として取り組むのが基本的な考え方です。



自助・共助・公助の考え方

市民

- 個人や家庭でできることは、自ら解決に取り組むことを基本とします。
- 自分の力で近隣や地域を支援できないかを考え、「共助」に参加します。

自助

地域

- 皆で協力して地域の課題解決に取り組むことを基本とします。
- 地域福祉の推進組織づくりを進めます。
- 地域の課題を把握し、地域の様々な資源と連携して課題の解決に努めます。

共助

社会福祉協議会

- 市民や地域と接点を持ち、市民とともに地域の課題解決に取り組みます。
- 市民や地域の意見を聞き、市の施策につなげます。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。

共助

公助

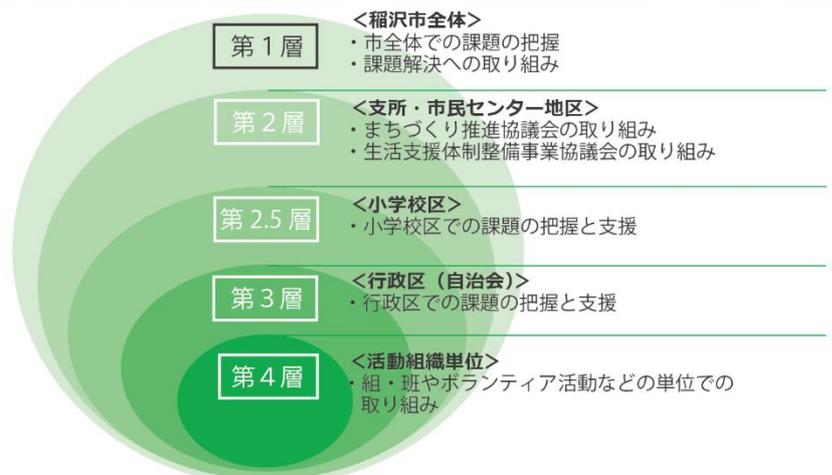
市

- 各種制度に基づく公的な支援サービス等を充実します。
- 市民や地域の活動の活発化に必要な支援を行います。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。

公助

「地域」のとらえ方

地域の課題は、個人単位のものから地域全体のものまで多様です。そのため、この計画では、図のように、地域を多層的に捉え、各層での取り組みを活発化することで地域福祉を進めます。



基本 目標 1

“わたし” にできることから始める 地域福祉の推進

地域福祉の取り組み

市民

- 地域福祉に関心を持ち、私にできることは何かを考えます。
- 自分にできること、楽しみながら参加できることをみつけて、ボランティア活動に参加します。

自 助

地 域

- 地域福祉に関心を持ち、地域でできることは何かを考えます。
- 地域全体に目を向け、地域の課題解決に地域みんなで取り組みます。

共 助

社 会 福 祉 協 議 会

- 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。
- ボランティア活動を活発化するため、コーディネート活動を行います。

共 助

公 助

市

- 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。

公 助

施策の方向

1 - 1 福祉意識の高揚

- ① 福祉教育の充実
- ② 福祉体験活動への参加機会の拡充
- ③ 福祉に関する学習機会の充実
- ④ 福祉施設の地域貢献への推進

1 - 2 ボランティア活動の活発化

- ① ボランティア活動の活発化
- ② ボランティア活動参加者への支援



重点事業

生活支援ボランティア（地域福祉の担い手）の育成

今暮らしている地域で、誰もが安心して暮らし続けていくためには、地域住民相互の支え合いや助け合いの仕組みが必要です。

高齢者等が生活していくうえで、ゴミ出しや買い物支援、日常的な見守りなど、日常生活でのちょっとした困りごとを支援する、有償も含めたボランティアの育成を進めます。



地域福祉の取り組み

市 民

- 地域組織の活動に関心を持ち、無理のない範囲で積極的に参加します。
- 地域の人たちとの交流を深めます。
- 民生委員・児童委員の活動に関心を持って協力します。

自 助

地 域

- 地域組織の活動を通じて、地域の福祉活動を活発化します。
- 誰もが気軽に集まれる場所づくりを行います。
- 市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携して、地域の課題解決に取り組みます。

共 助

社 会 福 祉 協 議 会

- 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの活動を活発化します。
- 地域組織と連携して、地域の課題を把握し、その解決に取り組みます。
- 地域における見守り活動を推進します。

共 助

公 助

市

- 地域組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携して、地域の課題解決に取り組みます。

公 助

施策の方向

2-1 交流が盛んな地域づくり

- ① 誰もが気軽に集まれる場づくり
- ② 多様な交流ができる機会づくり
- ③ 地域における見守りの推進

2-3 コーディネート機能の強化

- ① コーディネート活動の活発化
- ② 地域福祉を推進する人材の育成

2-2 地域福祉ネットワークの充実

- ① 民生委員・児童委員活動の充実
- ② 地域福祉推進体制の充実

重点事業

全世代対応の地域包括ケア（地域共生社会の実現）

支所・市民センター地区において、地域住民等が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備し、地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備します。

<主要事業>

- ・ 生活支援体制整備事業



地域福祉の取り組み

市民

- 市や社会福祉協議会が行っている支援策の情報に関心を持ち、必要に応じて利用します。
- 地域の課題に目を向け、意見交換の機会には積極的に参加して発言します。
- 防犯・防災、権利擁護などにおいて、できることを積極的に行います。

自助

地域

- 地域の課題に目を向け、意見交換の機会を積極的に活用します。
- 防犯・防災、権利擁護などにおいて、地域でできることを積極的に行います。

共助

社会福祉協議会

- 市民の多様な相談に応じます。
- 地域組織との連携等を通じて、地域住民の意見や地域の課題を把握します。
- 権利擁護事業など、市民の安心を確保する事業を行います。

共助

公助

市

- 利用しやすい相談窓口を整備します。
- 各種情報提供をわかりやすく行います。
- 地域住民の意見を施策に反映させる活動を行います。
- 防犯・防災対策、生活困窮者対策、権利擁護事業など、安心して生活できる環境づくりを進めます。

公助

施策の方向

3-1 相談窓口と情報提供の充実

- ①相談体制の充実
- ②わかりやすい情報提供

3-2 市民の意見の反映

- ①市民との意見交換と施策への反映
- ②計画の進捗状況についての情報提供

3-3 安全で、安心して生活できる環境の充実

- ①防犯・防災体制の充実
- ②生活困窮者対策の充実
- ③権利擁護事業の充実

重点事業

福祉の拠点：ワンストップ福祉相談

市役所新分庁舎に福祉課と社会福祉協議会を設置・集約して、福祉の拠点を整備します。市民や福祉関係者からの福祉に関する相談（子育て及び児童に関することは除く）にワンストップで対応します。

中央子育て支援センター：ワンストップ子育て相談

中央子育て支援センター内で、家庭における子どもの育て方、問題行動、子どもの養育に対する悩みなどの相談にワンストップで対応します。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するため、成年後見センターの設置、中核機関及び地域連携ネットワークの整備、協議会の設置などを行います。



目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

1	地域福祉の基本的な考え方	1
2	「地域」とは	2
3	計画の目的と位置づけ	3
3-1	計画の目的と期間	3
3-2	計画の位置づけ	4
4	計画策定までの取り組み	5
4-1	計画策定プロセス	5
4-2	アンケート調査	6
4-3	意見交換会	6

第2章 稲沢市の地域福祉の現状

1	人口・世帯の動向	7
1-1	人口の推移と人口構成	7
1-2	人口動態	9
1-3	地区別人口	10
1-4	世帯の状況	11
1-5	住宅の状況	12
2	障害者（児）や高齢者、児童等の現状	13
2-1	障害者（児）の現状	13
2-2	高齢者の現状	14
2-3	児童の現状	16
2-4	ひとり親家庭の現状	17
2-5	生活保護受給世帯の状況	19
3	外国人の現状	20
3-1	外国人の現状	20
4	アンケート調査にみる稲沢市の現状	21
4-1	地域とのつながりについて	21
4-2	地域とのつながりについての考え方	21
4-3	近所付き合いの中で「手助けして欲しい」と思うこと	22
4-4	災害時に避難する際、手助けをお願いできる人の有無	23

4-5	災害等に備えて地域で個人情報共有することについての考え方	24
4-6	地域の福祉課題や問題点	24
4-7	社会福祉協議会に期待すること	25
4-8	地域問題の話し合いの場への参加意向	26
4-9	成年後見制度の認知度	27
4-10	成年後見制度に関する相談先の認知度	27
5	意見交換会における市民の意見	28
6	稲沢市の課題	29
7	第3次計画の目標指標評価	30

第3章 計画の理念と目標

1	計画の基本理念	31
2	地域福祉の基本指針	32
3	計画の体系	33

第4章 施策の方向と取り組み指針

基本目標1	“わたし”にできることから始める地域福祉の推進	35
1-1	福祉意識の高揚	36
1-2	ボランティア活動の活発化	37
基本目標2	地域みんなで取り組む地域福祉の推進	38
2-1	交流が盛んな地域づくり	39
2-2	地域福祉ネットワークの充実	40
2-3	コーディネート機能の強化	40
基本目標3	市の総合的な施策による地域福祉の推進	41
3-1	相談窓口と情報提供の充実	42
3-2	市民の意見の反映	43
3-3	安全で、安心して生活できる環境の実現	43

第5章 具体的な取り組み

基本目標1	“わたし”にできることから始める地域福祉の推進	45
1-1	福祉意識の高揚	45
1-2	ボランティア活動の活発化	46
基本目標2	地域みんなで取り組む地域福祉の推進	47
2-1	交流が盛んな地域づくり	47
2-2	地域福祉ネットワークの充実	48
2-3	コーディネート機能の強化	49

基本目標 3 市の総合的な施策による地域福祉の推進	50
3-1 相談窓口と情報提供の充実	50
3-2 市民の意見の反映	50
3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現	51

第6章 計画の推進

1 計画の目標指標	53
2 計画の推進体制	54

資料編

1 計画の策定経緯	55
2 稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱	56
3 稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	57
4 稲沢市地域福祉計画策定委員会・稲沢市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	58
5 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱	59
6 社会福祉法	61
7 地域福祉についてのアンケート調査結果	65

第1章

地域福祉計画・地域福祉 活動計画の概要





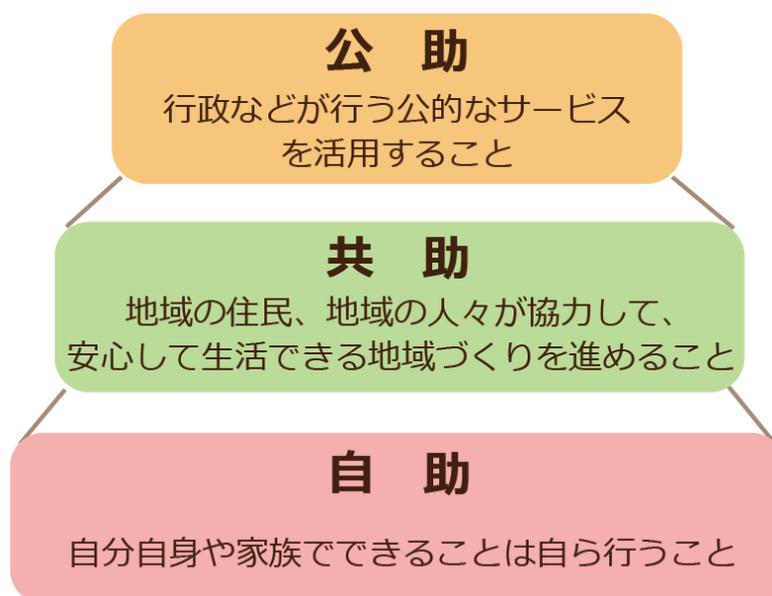
1 地域福祉の基本的な考え方

本市では、これまでの地域福祉計画においても、「自助」「共助」「公助」の視点から、地域の様々な課題の解決に取り組んでいくという考え方を示してきました。自分自身や家族でできることは「自助」として取り組み、近隣の住民や地域で協力して解決できることは「共助」として取り組む、それでも解決できないことは「公助」として公的な機関などが取り組むというのがその基本的な考え方です。

地域福祉の推進については、社会福祉法第4条に、地域福祉の担い手が相互に協力し、支援を必要とする市民が地域で生活し、あらゆる分野の活動に参加できるようにするという考え方が示されています。法律における“地域福祉の担い手”とは、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者」を指します。地域住民も地域福祉の担い手として位置づけられているのは、まさに「自助」や「共助」の必要性からであると考えられます。

地域で生活し、支援を必要とする市民は、多様なニーズを抱えています。そうした人々を、まずは「自助」と「共助」で支え、さらに「公助」で支えるという形を作っていくのが、この地域福祉計画の基本的な考え方です。

それを実現するためには、市民1人ひとりが「自助」の意識を持つとともに、「共助」の意識を持って地域に参画すること、「共助」を推進するための地域組織を強化し、地域の取り組みを活発化すること、地域の実情や各種制度等を根拠とする公的サービスを充実させ、「公助」の体制を構築することが必要となります。各地域の実情に応じて、こうした支援がバランスよく機能していく「地域共生社会」の実現をめざしていきます。





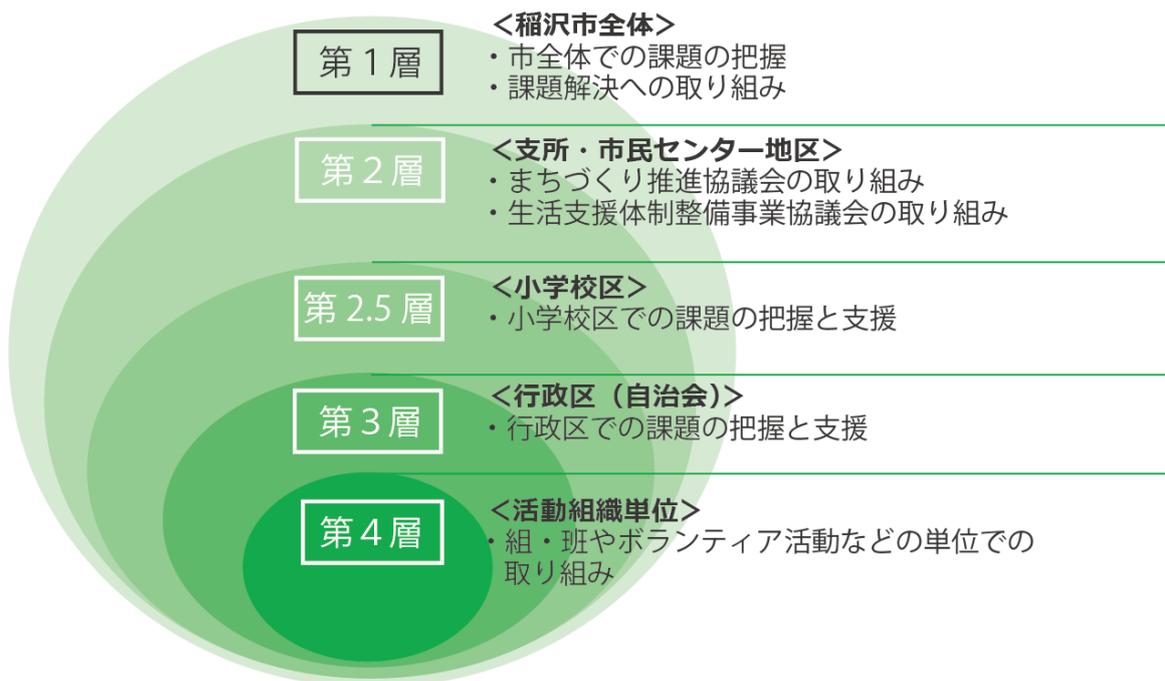
第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

2 「地域」とは

この計画において「地域」とは、下図のように多層的にとらえていきます。

地域福祉で扱う地域の課題は、個人単位のものから地域全体のものまで多様であり、対応の仕方も変わってきます。そのため、市全体を「第1層」、支所・市民センター地区単位を「第2層」、行政区（自治会）単位を「第3層」、組・班や地域ボランティアなどの活動組織単位を「第4層」と位置づけます。また、支所・市民センター地区と行政区との中間となる概念として、小学校区単位を「第2.5層」として位置づけます。

地域の捉え方と、それぞれの単位での取り組みのイメージ





第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

3 計画の目的と位置づけ

3-1 計画の目的と期間

この計画は、稲沢市における地域福祉の推進を目的としています。稲沢市の地域福祉の推進に関わる全ての方が「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し、地域の課題に気づき、その解決を支援する、すなわち「地域共生社会」を実現していくことがこの計画の目的です。

この計画は、令和2年度から令和6年度を目標年度とする5か年計画として策定します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画				

3-2 計画の位置づけ

①社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

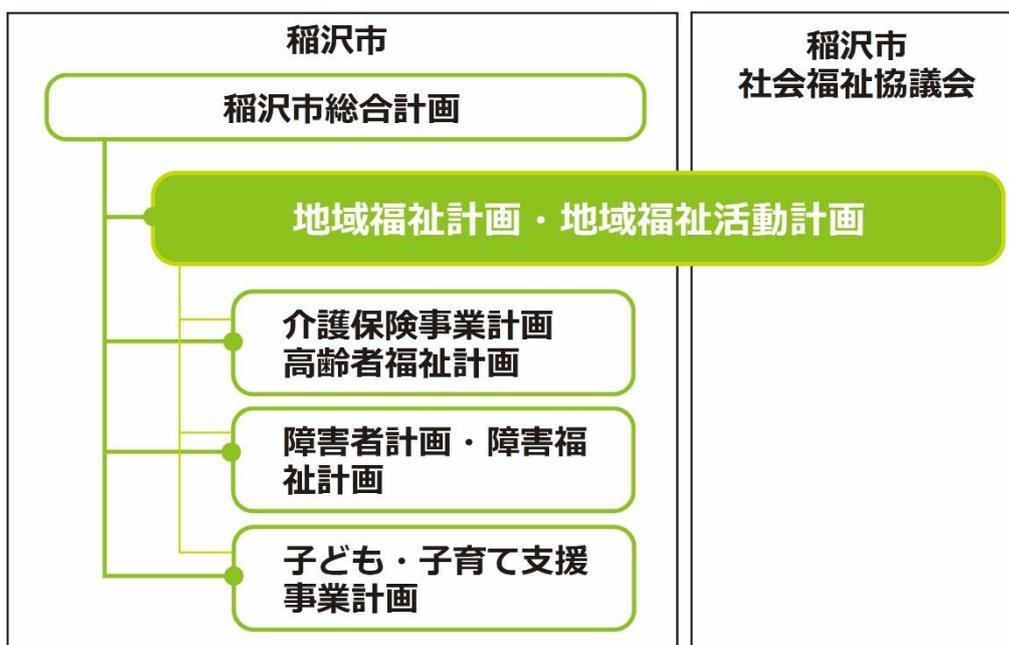
この計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

②社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」

また、この計画は、稲沢市社会福祉協議会が地域福祉の推進のために果たすべき役割を明確化するために策定する「地域福祉活動計画」としての位置づけを包含するものとして、市の「市町村地域福祉計画」と一体的に策定しました。

③市の関連計画と整合した計画

この計画は、稲沢市総合計画の方向性を踏まえ、市の福祉関連計画（介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）の上位計画として策定しています。



④市民の意見を踏まえた計画

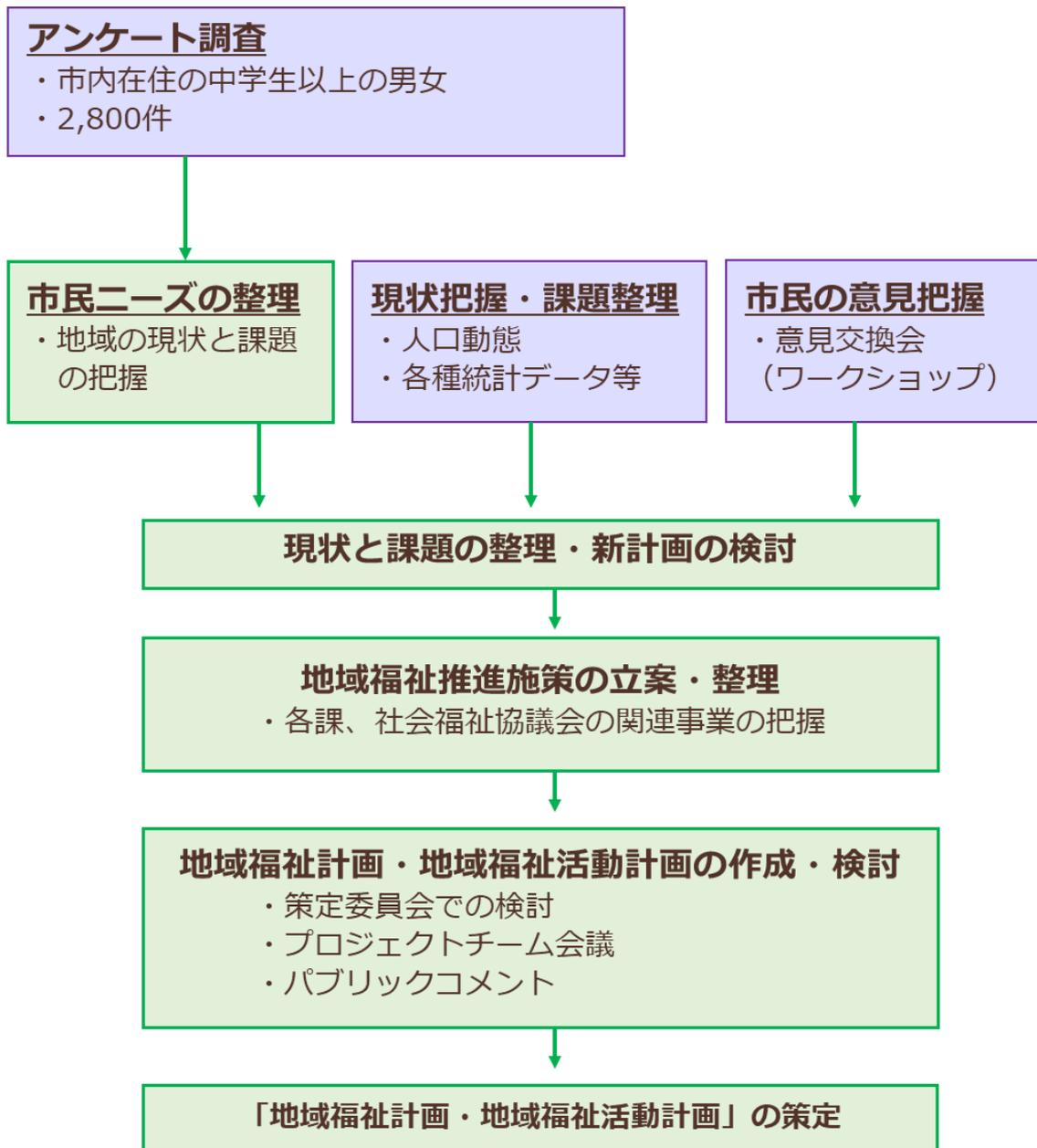
この計画は、策定委員会をはじめ、市民アンケート調査、市民意見交換会、パブリックコメントなどから把握できる市民の意見を踏まえた計画として策定しました。



4 計画策定までの取り組み

4-1 計画策定プロセス

この計画は、下図のプロセスを経て策定しました。



4-2 アンケート調査

計画の策定にあたって、アンケート調査を以下のように実施しました。

調査地域	稲沢市全域
調査対象	稲沢市に居住する中学生以上の男女
サンプルサイズ	2,800 件 (有効回収数：1,252 件 回収率：44.7%)
調査方法	郵送法
調査時期	令和元年8月14日～9月5日

4-3 意見交換会

計画の策定にあたって、地域の皆様のご意見を直接お伺いする「意見交換会」を、以下のように実施しました。

第1回	日 時：令和元年11月7日(木) 14時から 場 所：勤労福祉会館 第2・3研修室 対象地区：稲沢市民センター地区、明治市民センター地区、 千代田市民センター地区
第2回	日 時：令和元年11月15日(金) 14時から 場 所：総合文化センター ホール 対象地区：小正市民センター地区、下津市民センター地区、 大里西市民センター地区、大里東市民センター地区
第3回	日 時：令和元年11月20日(水) 14時から 場 所：祖父江町体育館 研修室 対象地区：祖父江支所地区、平和支所地区

第2章

稲沢市の 地域福祉の現状





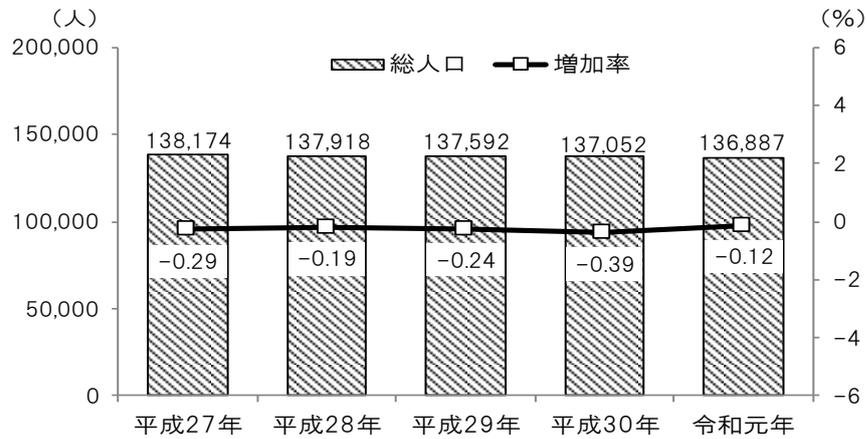
第2章 稲沢市の地域福祉の現状

1 人口・世帯の動向

1-1 人口の推移と人口構成

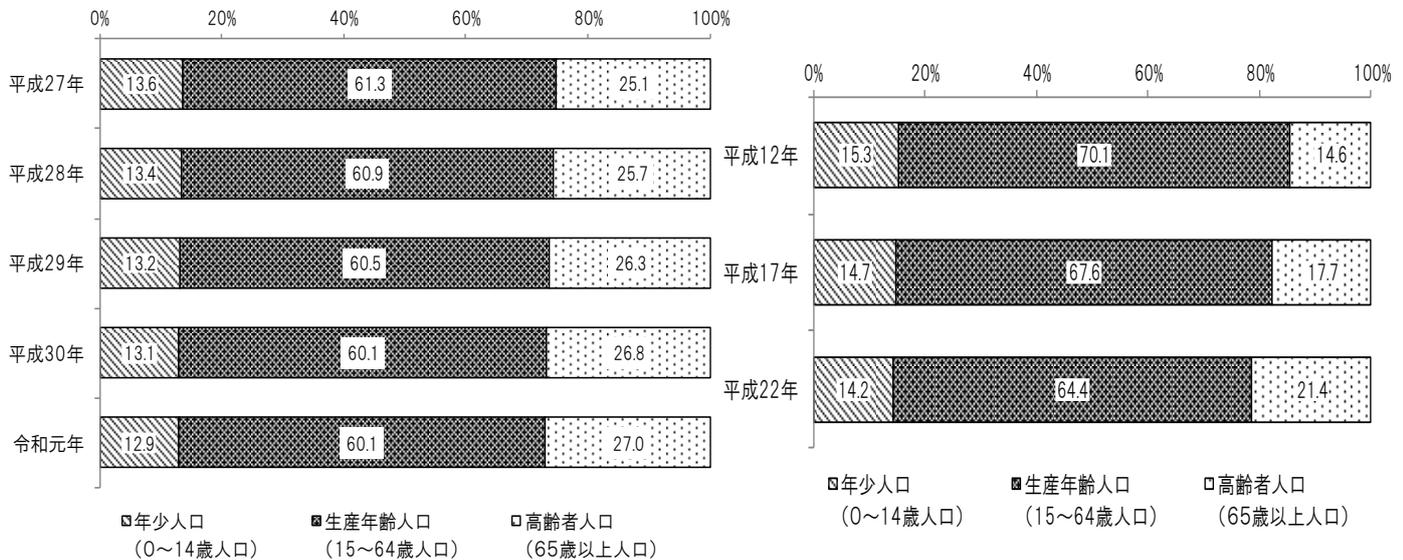
令和元年10月1日現在の稲沢市の人口は136,887人で、近年は減少傾向にあります。また、令和元年10月1日現在の年少人口比率は12.9%、生産年齢人口比率は60.1%、高齢者人口比率は27.1%となっており、平成12年と比べると高齢者人口の割合が増加しています。

人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口構成

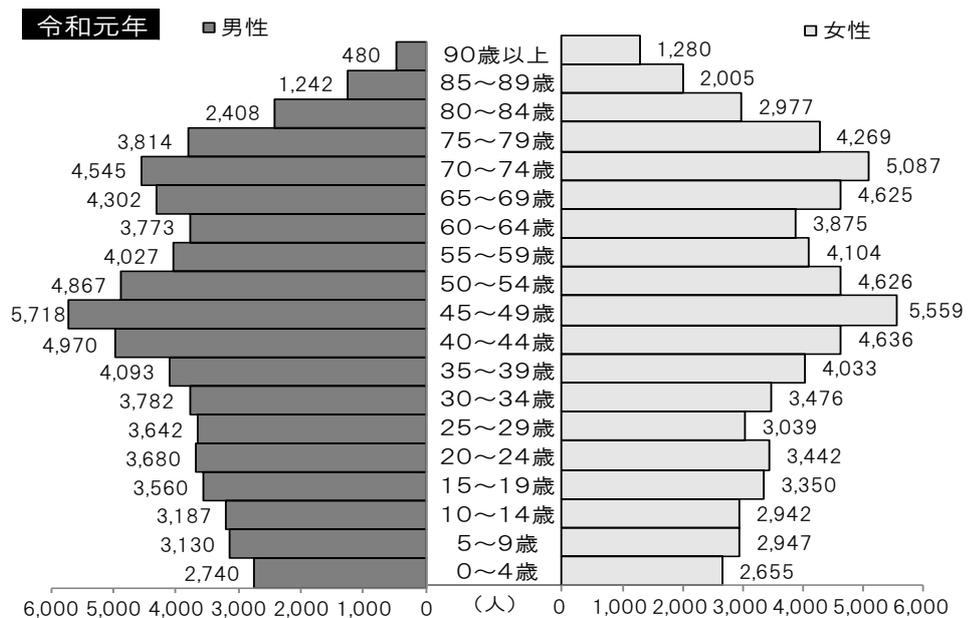
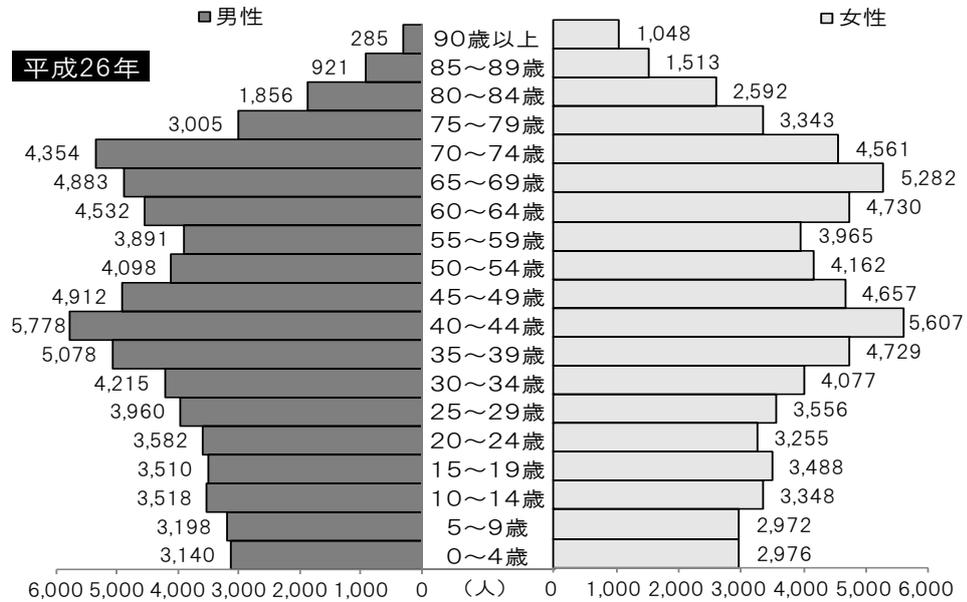


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

資料：国勢調査

稲沢市の年齢別人口構成は、下図のようになっています。令和元年の人口ピラミッドでは、45～49歳が最も多く、次いで70～74歳が多くなっています。これらは、第二次ベビーブーム、第一次ベビーブームの時期と重なっています。

人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

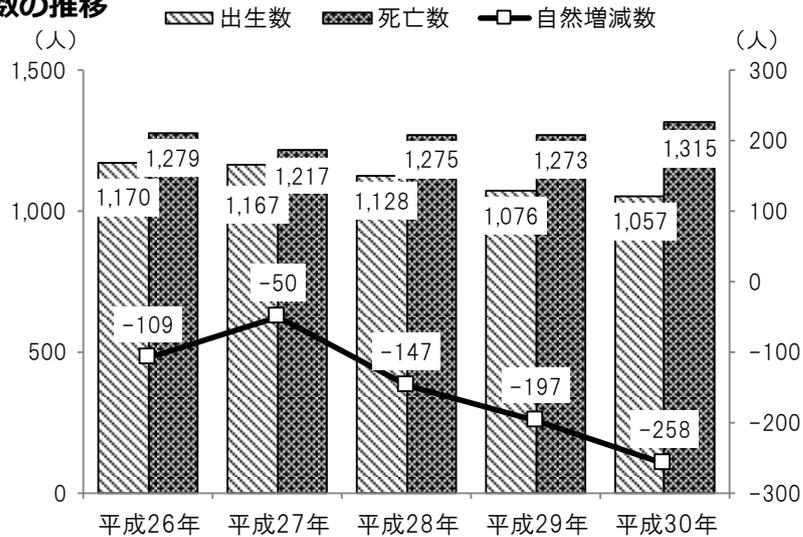
1-2 人口動態

近年の稲沢市の人口は、死亡数が出生数を上回り自然増減数（出生数－死亡数）は減少の状態が続いています。

また、転入者数と転出者数の状況も、平成30年は転入者が転出者を上回っていますが、社会増減数（転入数－転出数＋その他の移動数※）でみると転出数が転入数を上回り減少傾向にあります。

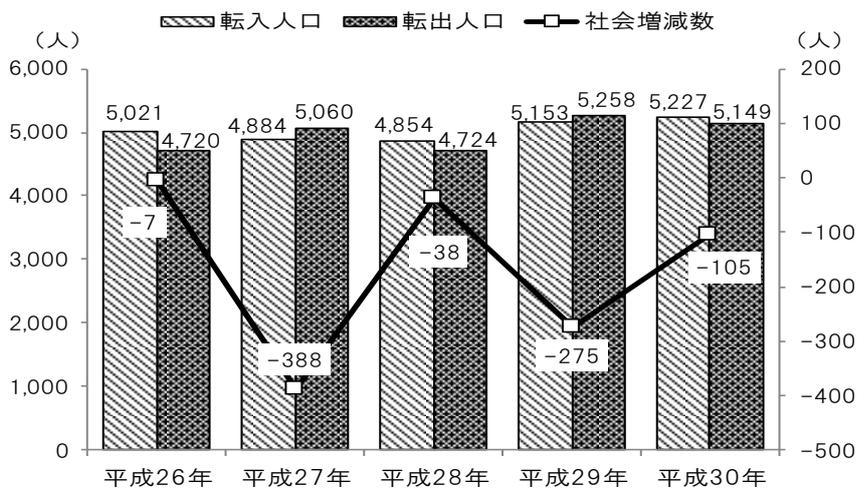
※「その他の移動数」…職権による記載または消除などによる増減

出生数と死亡数の推移



資料：愛知県人口動向調査

転入者数と転出者数の推移



資料：愛知県人口動向調査

1-3 地区別人口

令和元年 10 月 1 日現在の地区別の人口をみると、最も多いのは稲沢市民センター地区 (25,648 人)、最も少ないのは千代田市民センター地区 (8,086 人) です。

年少人口割合が最も高いのは下津市民センター地区 (20.2%)、最も低いのは平和支所地区 (11.0%) です。

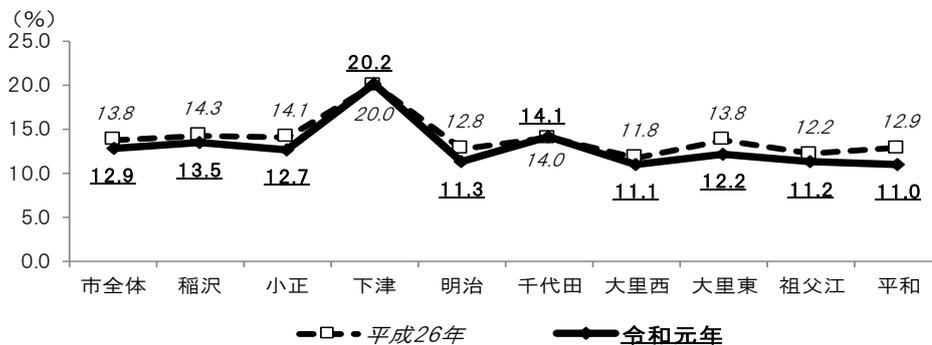
高齢者人口割合が最も高いのは大里西市民センター地区 (33.6%)、最も低いのは下津市民センター地区 (17.7%) です。

地区別年齢3区分別人口及び世帯数

		市全体	稲沢	小正	下津	明治	千代田	大里西	大里東	祖父江	平和
総人口	人	136,887	25,648	21,908	11,416	13,330	8,086	11,785	11,115	21,054	12,545
年少人口 (0~14歳人口)	人	17,601	3,450	2,790	2,302	1,505	1,139	1,304	1,359	2,367	1,385
生産年齢人口 (15~64歳人口)	人	82,249	15,972	13,990	7,099	8,117	4,538	6,520	6,766	12,077	7,170
高齢者人口 (65歳以上人口)	人	37,037	6,226	5,128	2,015	3,708	2,409	3,961	2,990	6,610	3,990
世帯数	世帯	54,999	11,020	9,512	4,194	4,995	3,078	4,815	4,674	7,908	4,803

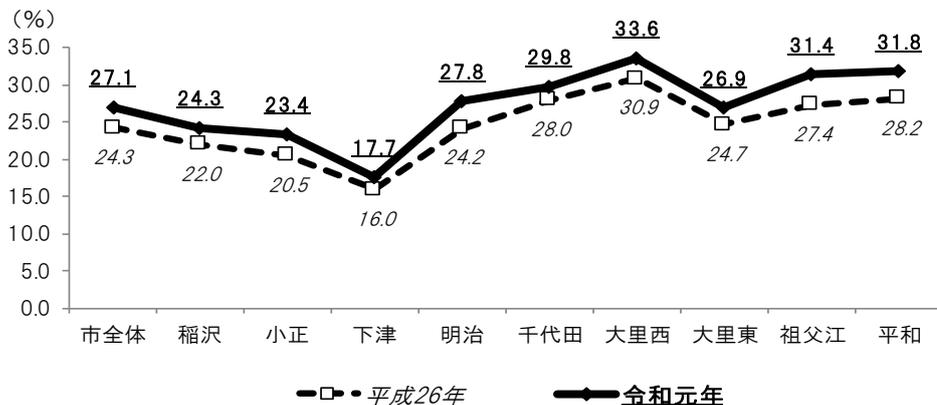
資料：住民基本台帳（令和元年 10 月 1 日現在）

地区別年少人口割合



資料：住民基本台帳（令和元年 10 月 1 日現在）

地区別高齢者人口割合



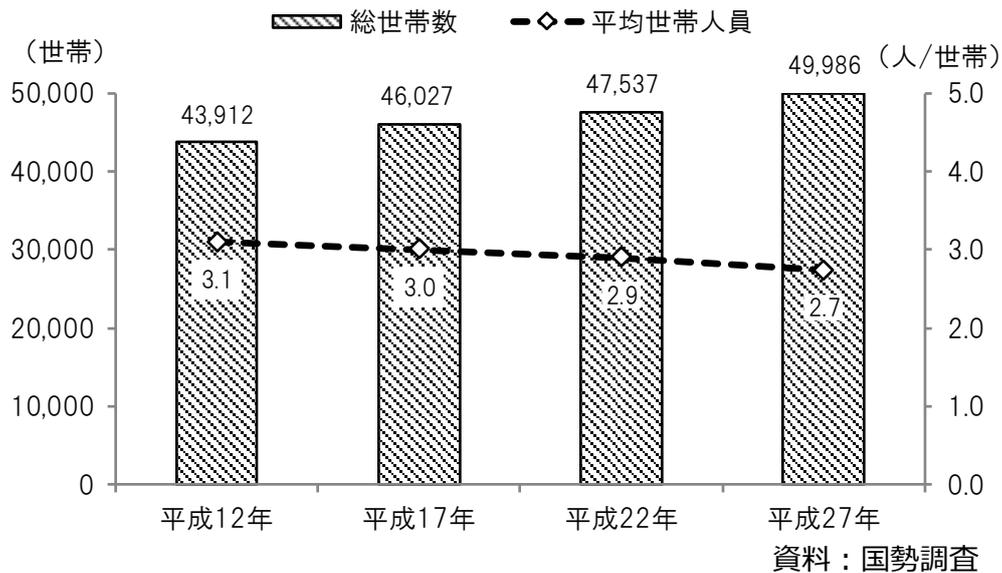
資料：住民基本台帳（令和元年 10 月 1 日現在）

1-4 世帯の状況

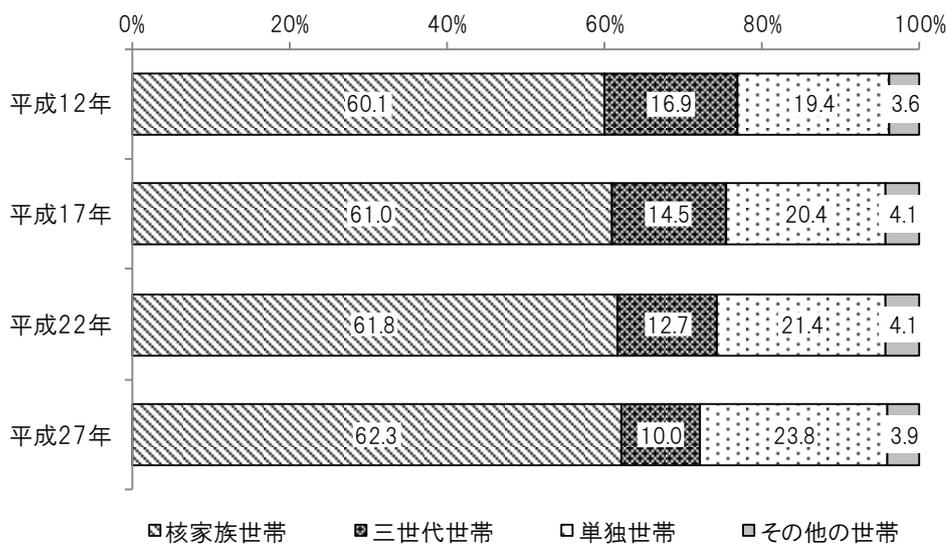
国勢調査によると、平成27年の稲沢市の世帯数は49,986世帯で、世帯あたりの平均人員は2.7人となっています。

また、一般世帯の家族類型別割合をみると、核家族世帯はほぼ横ばいですが、三世帯世帯は減少し、単独世帯がやや増加していることがわかります。

世帯数と平均世帯人員の推移



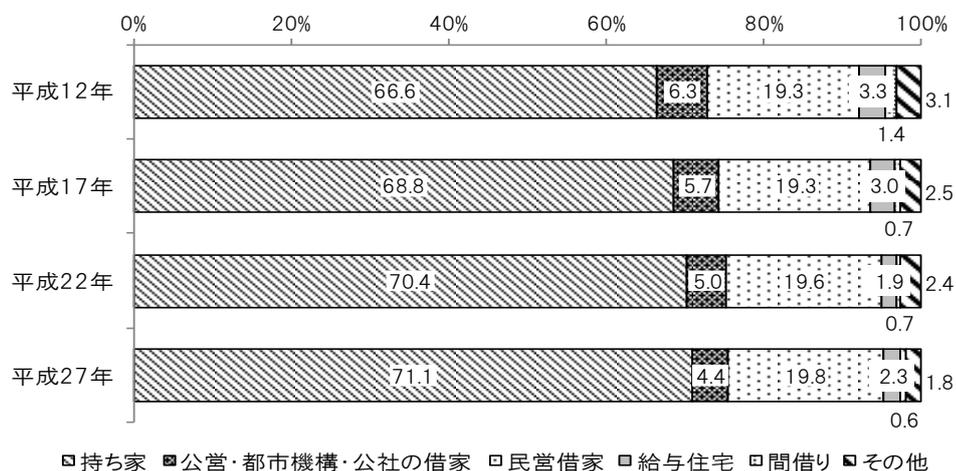
一般世帯の家族類型別割合の推移



1-5 住宅の状況

住宅の状況をみると、持ち家が最も多く71.1%となっています。

住宅の状況



資料：国勢調査





第2章 稲沢市の地域福祉の現状

2 障害者（児）や高齢者、児童等の現状

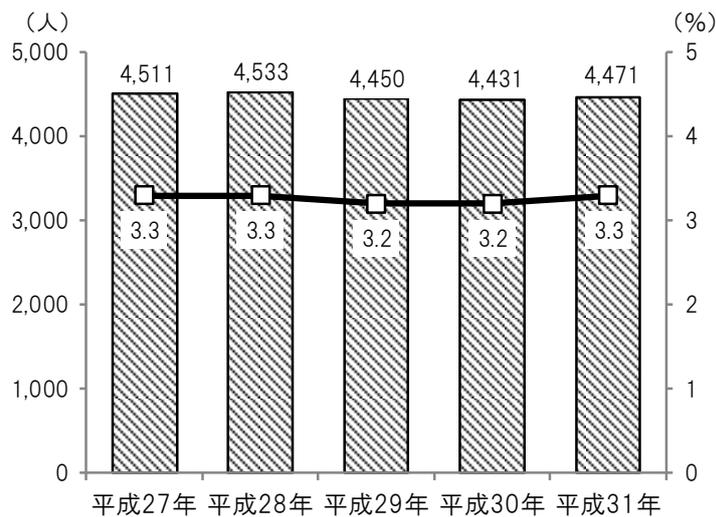
2-1 障害者（児）の現状

稲沢市における近年の身体障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいの状況です。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

各種手帳所持者の人口に占める割合は、身体障害者手帳が 3.3%、療育手帳が 0.7%、精神障害者保健福祉手帳が 0.8%です。

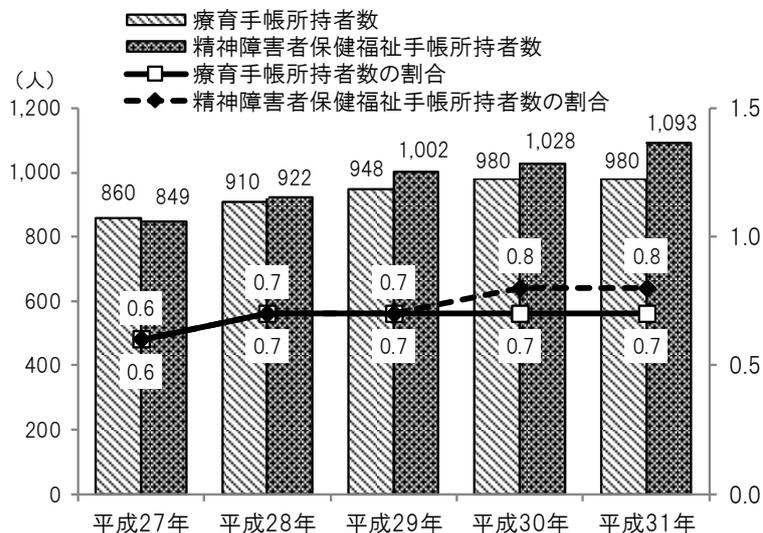
身体障害者手帳所持者数の推移

■ 身体障害者手帳所持者数 □ 身体障害者手帳所持者数の割合



資料：福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移



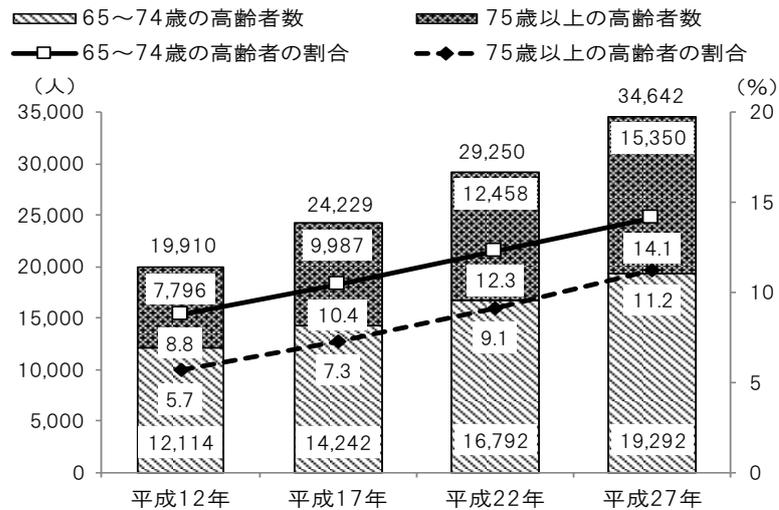
資料：福祉課（各年4月1日現在）

2-2 高齢者の現状

国勢調査によると、稲沢市の高齢者数は、平成12年の19,910人から平成27年の34,642人まで増加しています。平成27年の高齢者数のうち、65～74歳が19,292人、75歳以上が15,350人となっています。

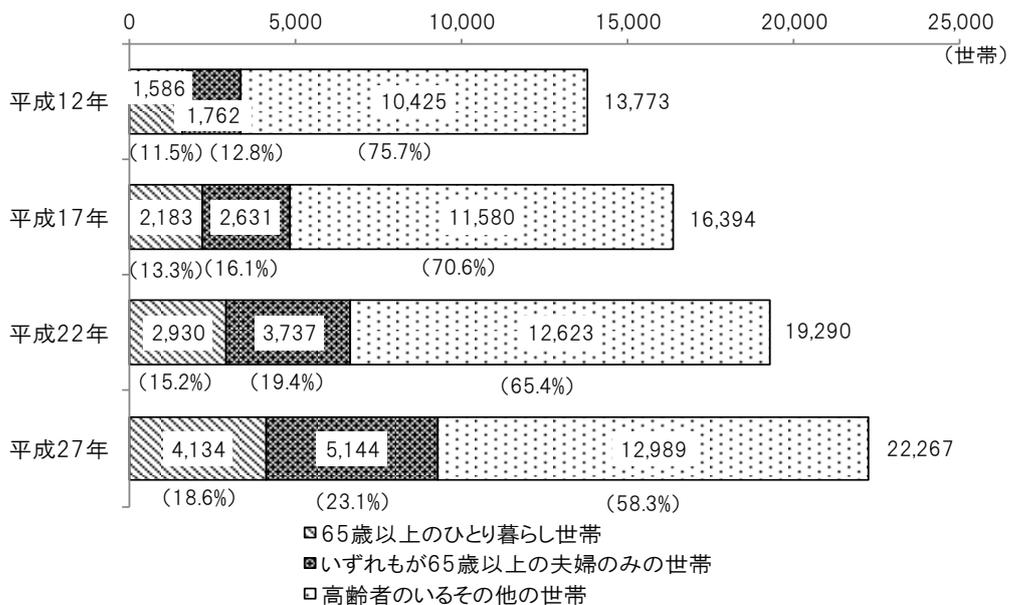
平成27年の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯は18.6%、高齢者夫婦世帯が23.1%を占めており、これらの割合は上昇してきています。

高齢者人口の推移



資料：国勢調査

高齢者のいる世帯の状況

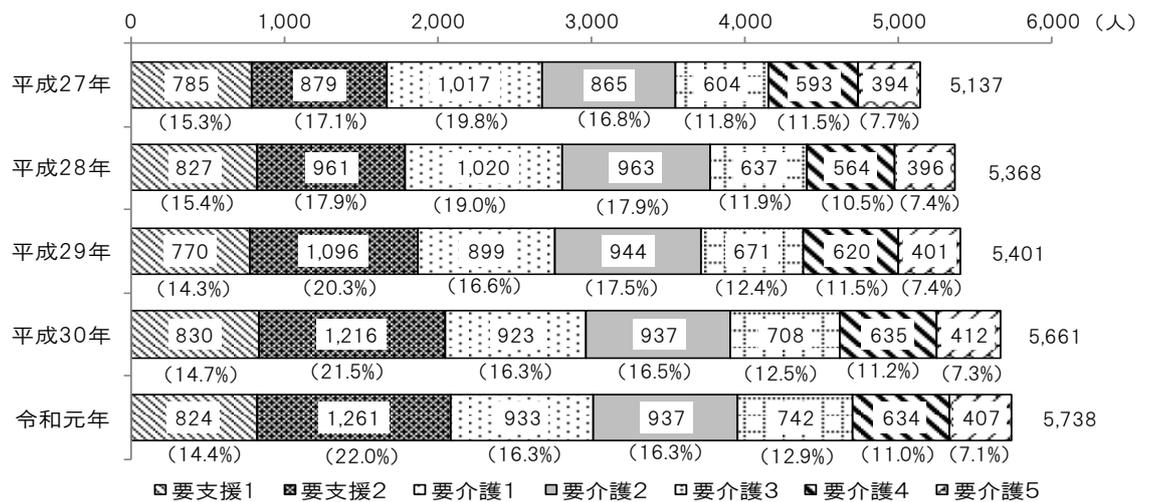


資料：国勢調査

要介護認定者の推移をみると、認定者全体では平成 27 年の 5,137 人から令和元年の 5,738 人まで増加してきています。特に、要支援 2 認定者が増加しています。

介護保険サービスの受給率（認定者に占める介護保険サービス利用者の割合）は 78.3% であり、居宅サービス利用率が 55.6%と最も高くなっています。

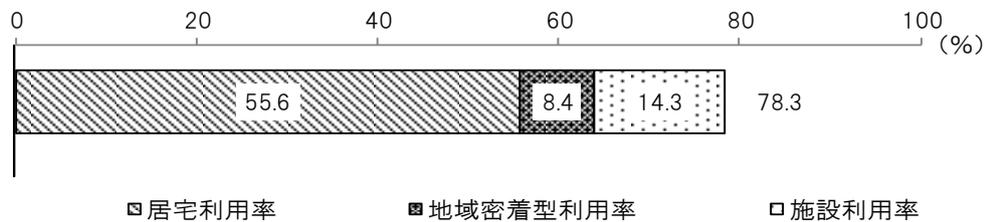
要介護認定者の状況



資料：介護保険事業状況報告

(各年 10 月 31 日現在、ただし令和元年は 8 月 31 日現在)

介護保険サービスの受給状況

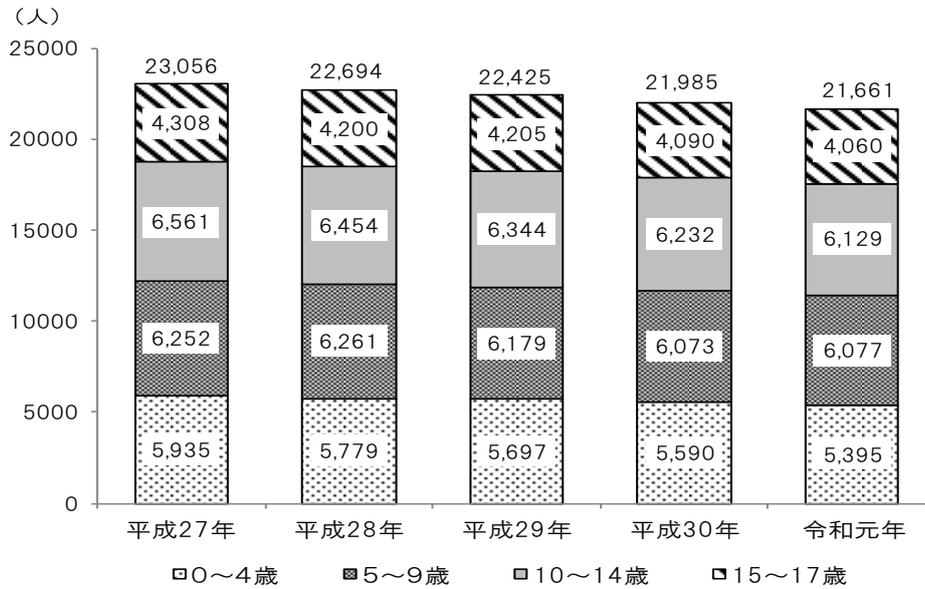


資料：介護保険事業状況報告（平成 31 年 1 月分）

2-3 児童の現状

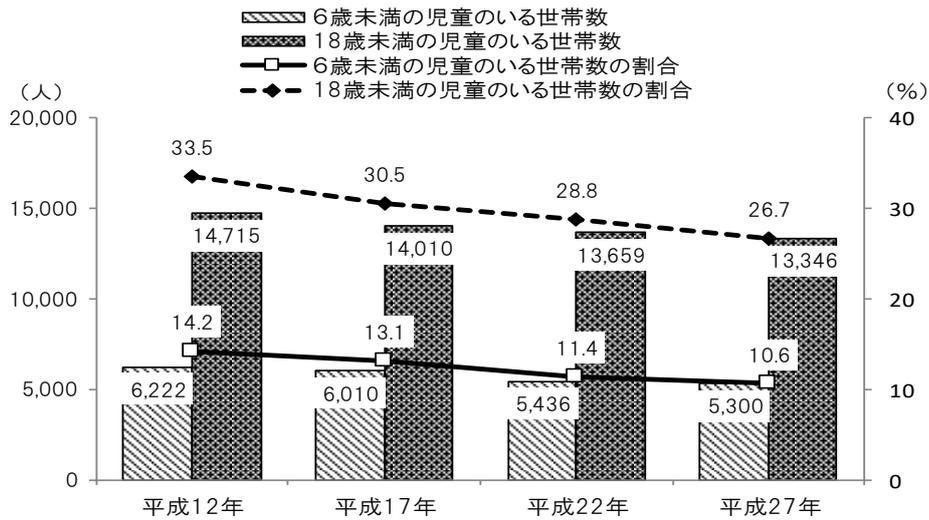
令和元年の児童数（0～17歳）は21,661人であり、年々減少しています。児童のいる世帯数も、年々減少しています。

児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

児童のいる世帯数の推移



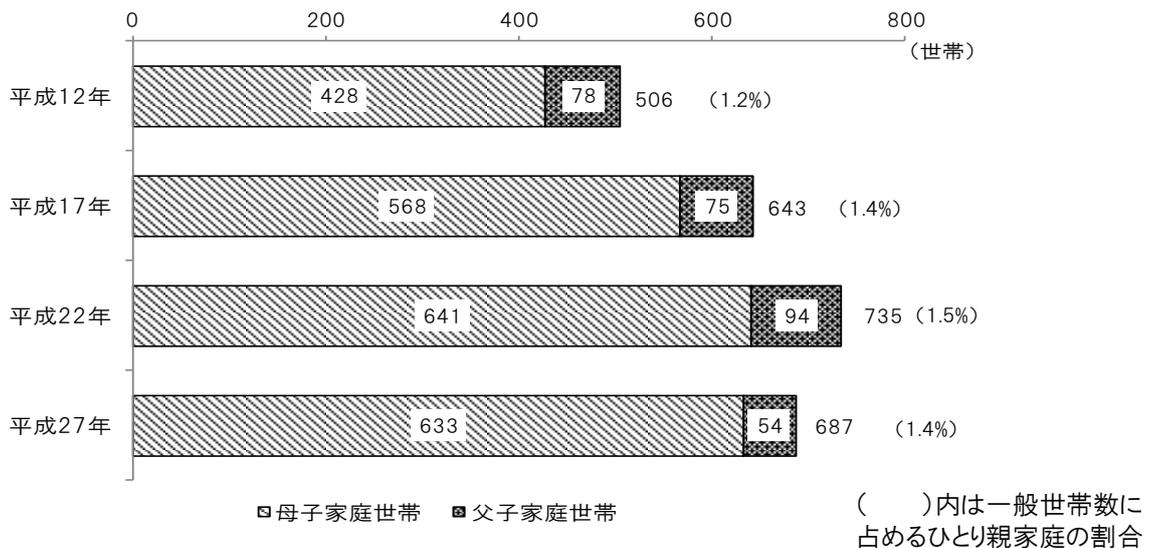
資料：国勢調査

2-4 ひとり親家庭の現状

平成27年の稲沢市のひとり親家庭世帯数は687世帯で、平成22年よりも減少しています。

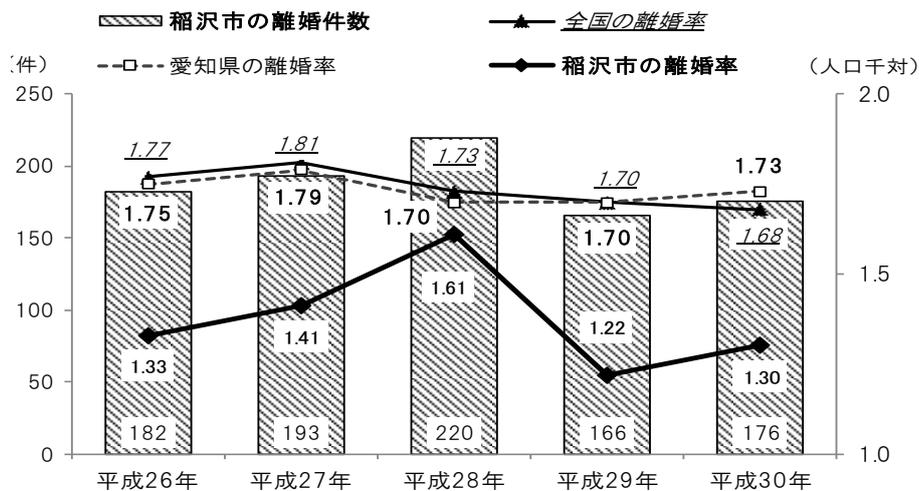
平成26年から平成30年間の稲沢市の離婚件数をみると、平成28年の220件が最多であり、平成30年は176件となっています。稲沢市の離婚率は、国や県の平均を下回っています。

ひとり親家庭世帯数の推移



資料：国勢調査

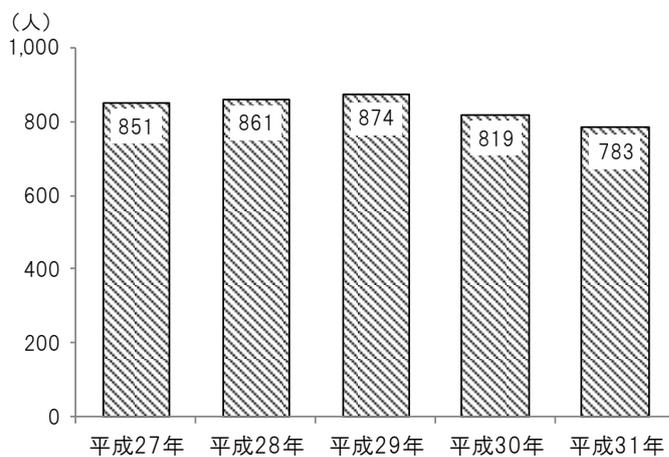
離婚件数/離婚率（人口千人当たり離婚件数）の推移



資料：人口動態統計、愛知県衛生年報

稲沢市の児童扶養手当の受給者数（平成 31 年 4 月分の給付人数）は 783 人となっています。各年の同月の受給者数と比べるとやや少ない人数です。

児童扶養手当延べ受給者数の推移



資料：子育て支援課（各年 4 月分給付人数）

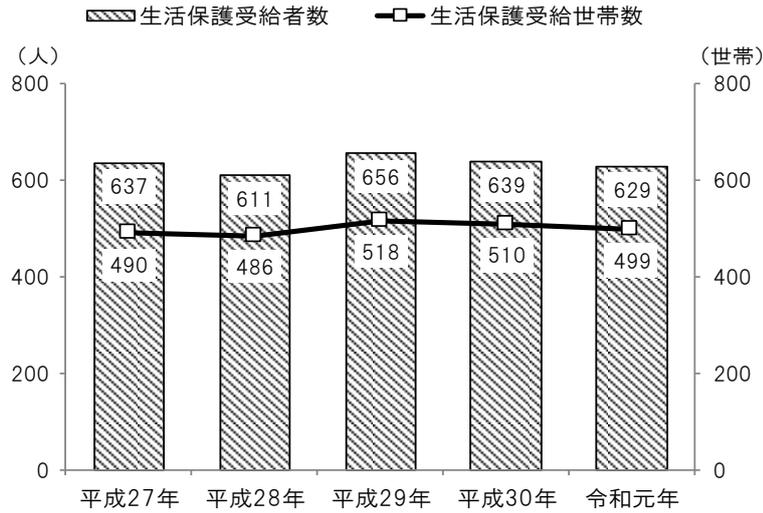


2-5 生活保護受給世帯の状況

令和元年10月1日時点での生活保護受給者数は629人、受給世帯数は499世帯です。近年の推移はほぼ横ばいです。

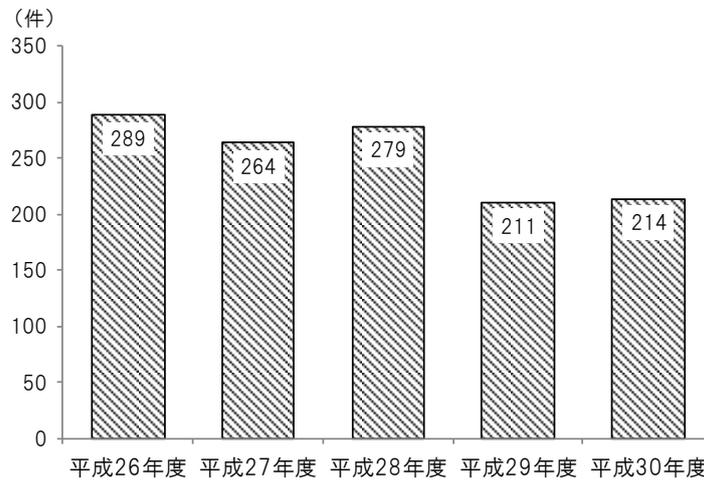
平成30年度の生活保護相談件数は214件です。

生活保護受給者及び受給世帯数の推移



資料：福祉課（各年10月1日現在）

生活保護相談件数の推移



資料：福祉課



第2章 稲沢市の地域福祉の現状

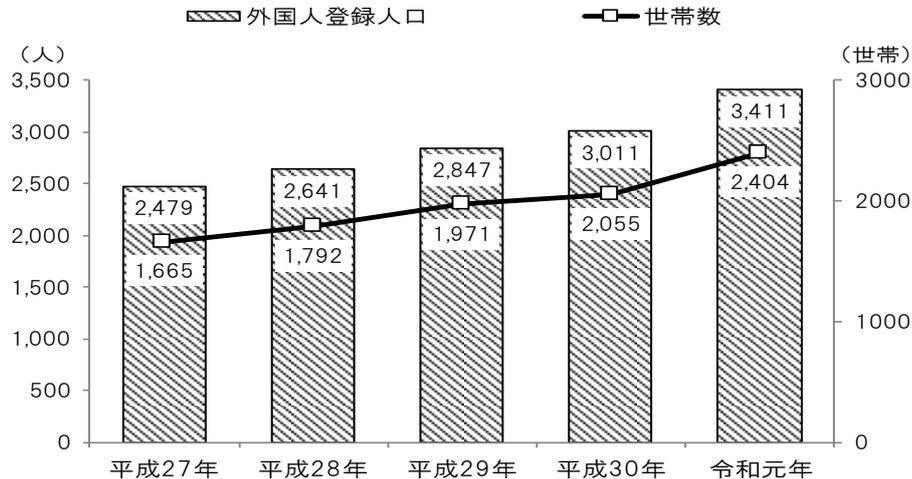
3 外国人の現状

3-1 外国人の現状

外国人は年々増加しており、令和元年の外国人登録人口は 3,411 人、外国人世帯数は 2,404 世帯となっています。

外国人の内訳（令和元年）は、ブラジルが 30.7%、ベトナムが 17.5%、フィリピンが 16.5%、中国が 14.3%です。

外国人登録人口及び世帯数の推移



外国人登録人口及び世帯数の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
外国人登録人口	人	2,479	2,641	2,847	3,011	3,411
	ブラジル	797	853	923	1,015	1,048
ベトナム	人	168	254	370	417	598
	%	32.2%	32.3%	32.4%	33.7%	30.7%
フィリピン	人	465	504	520	527	564
	%	18.8%	19.1%	18.3%	17.5%	16.5%
中国	人	528	484	465	426	489
	%	21.3%	18.3%	16.3%	14.1%	14.3%
韓国・朝鮮	人	263	247	243	247	260
	%	10.6%	9.4%	8.5%	8.2%	7.6%
その他	人	258	299	326	379	452
	%	10.4%	11.3%	11.5%	12.6%	13.3%
世帯数	世帯	1,665	1,792	1,971	2,055	2,404

資料：市民課（各年 10 月 1 日現在）



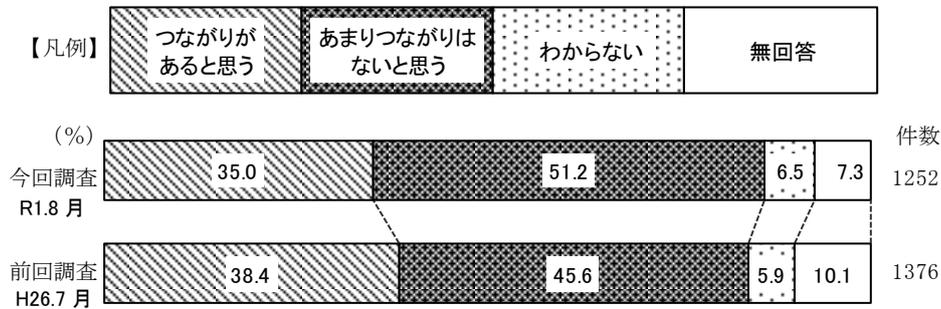
第2章 稲沢市の地域福祉の現状

4 アンケート調査にみる稲沢市の現状

4-1 地域とのつながりについて

地域とのつながりがあると思う人は 35.0%となっています。前回調査（平成 26 年 7 月実施）と比べると、減少しています。

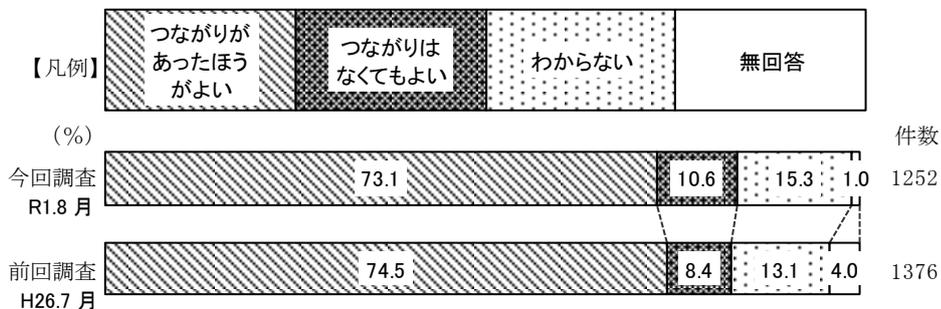
地域とのつながりの有無



4-2 地域とのつながりについての考え方

地域とのつながりは、あったほうがよいと考えている人が 73.1%を占めています。前回調査とほぼ同様の結果です。

地域とのつながりについての考え方

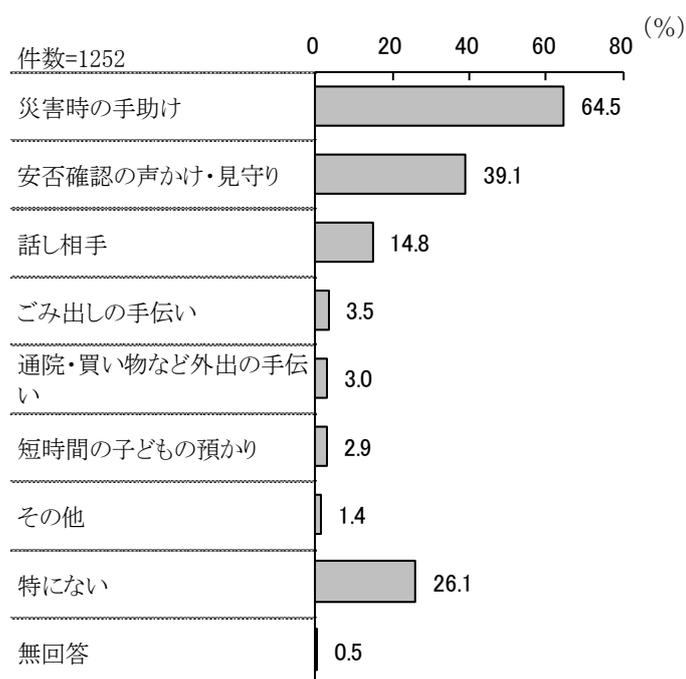


4-3 近所付き合いの中で「手助けして欲しい」と思うこと

近所付き合いの中で手助けして欲しいと思うことは、「災害時の手助け」が最も多く64.5%を占めています。次いで、「安否確認の声かけ・見守り」が39.1%、「話し相手」が14.8%です。また、「特にない」と回答した人が26.1%となっています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計は100%にならない場合があります。

近所付き合いの中で手助けして欲しいこと

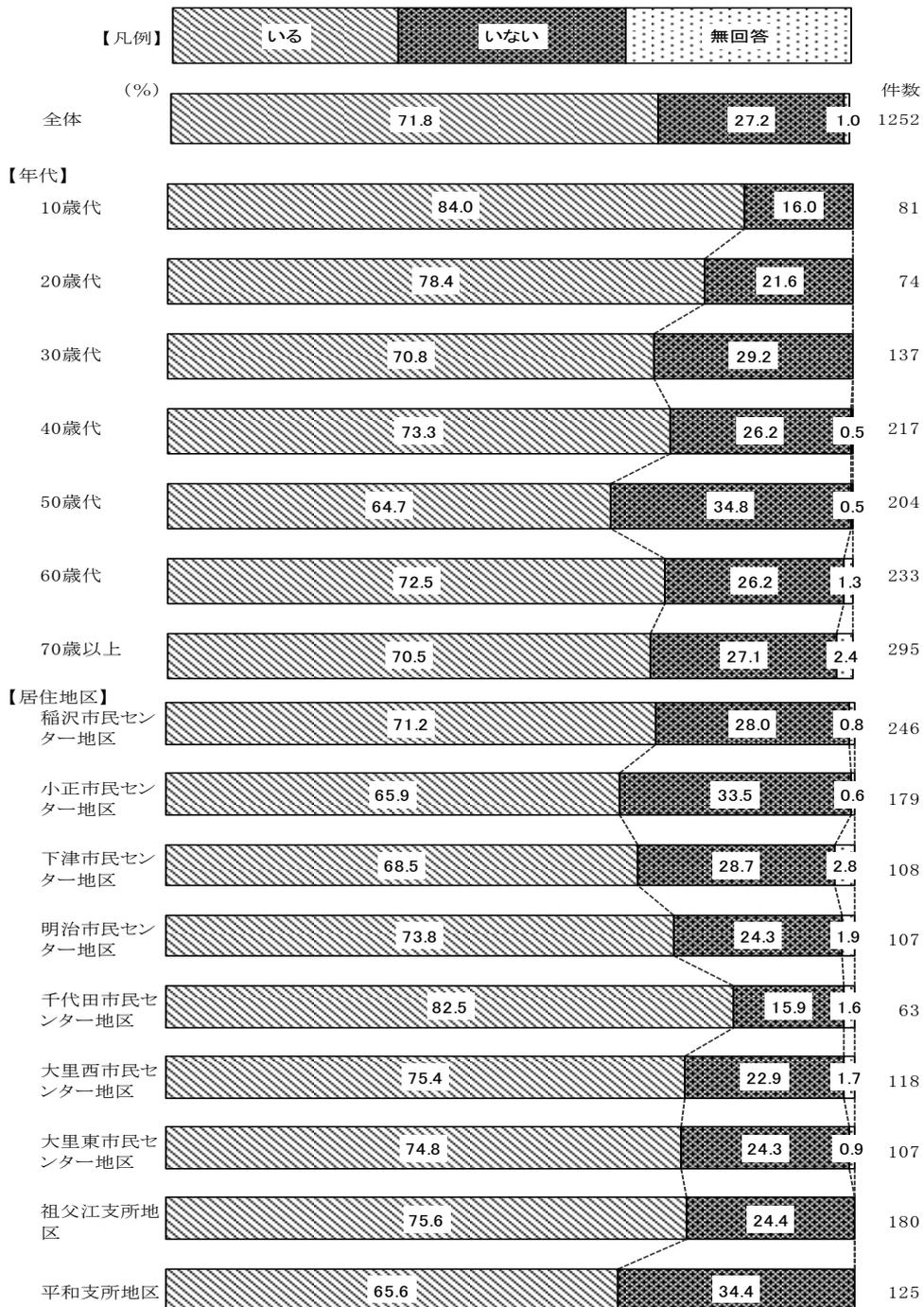


4-4 災害時に避難する際、手助けをお願いできる人の有無

災害時の避難の際に手助けをお願いできる人がいる人が 71.8%、いない人が 27.2%となっています。

手助けをお願いできる人がいない人の割合を年代別で見ると、50歳代（34.8%）が最も高くなっています。居住地区別で見ると、平和支所地区（34.4%）が最も高くなっています。

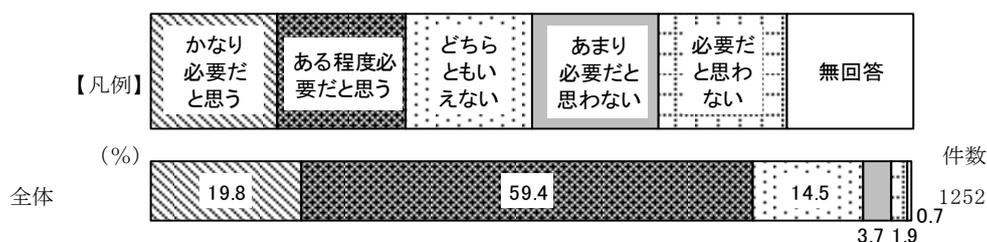
災害時の避難の際に手助けをお願いできる人の有無



4-5 災害等に備えて地域で個人情報を共有することについての考え方

災害等に備えて、地域で個人情報を共有することの必要性をたずねたところ、「かなり必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と答えた人が79.2%を占めました。

地域で個人情報を共有することの必要性

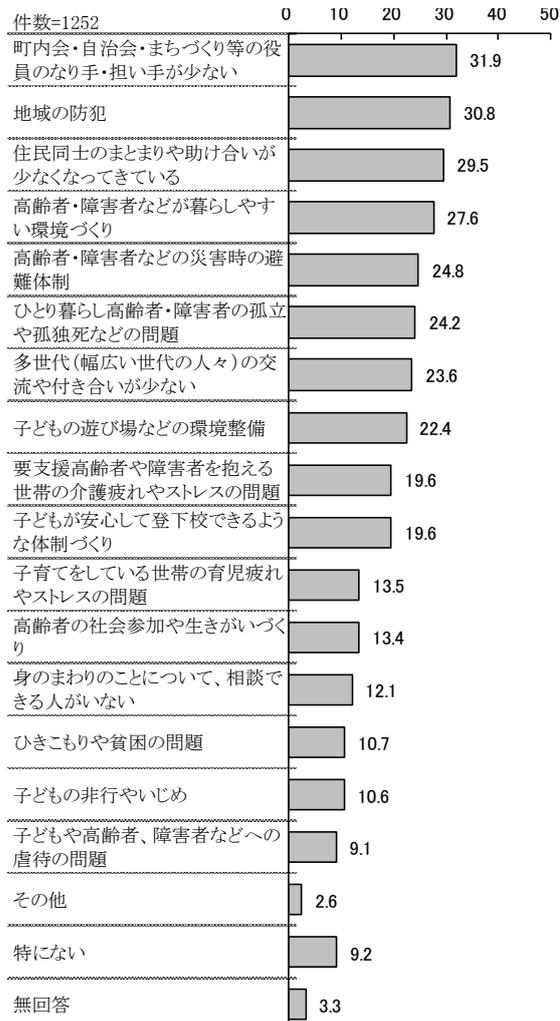


4-6 地域の福祉課題や問題点

地域の福祉課題や問題点をたずねたところ、「町内会・自治会・まちづくり等の役員のなり手・担い手が少ない」(31.9%)、「地域の防犯」(30.8%)、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」(29.5%)、「高齢者・障害者などが暮らしやすい環境づくり」(27.6%)、「高齢者・障害者などの災害時の避難体制」(24.8%)などが上位を占めています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計は100%にならない場合があります。

地域の福祉課題

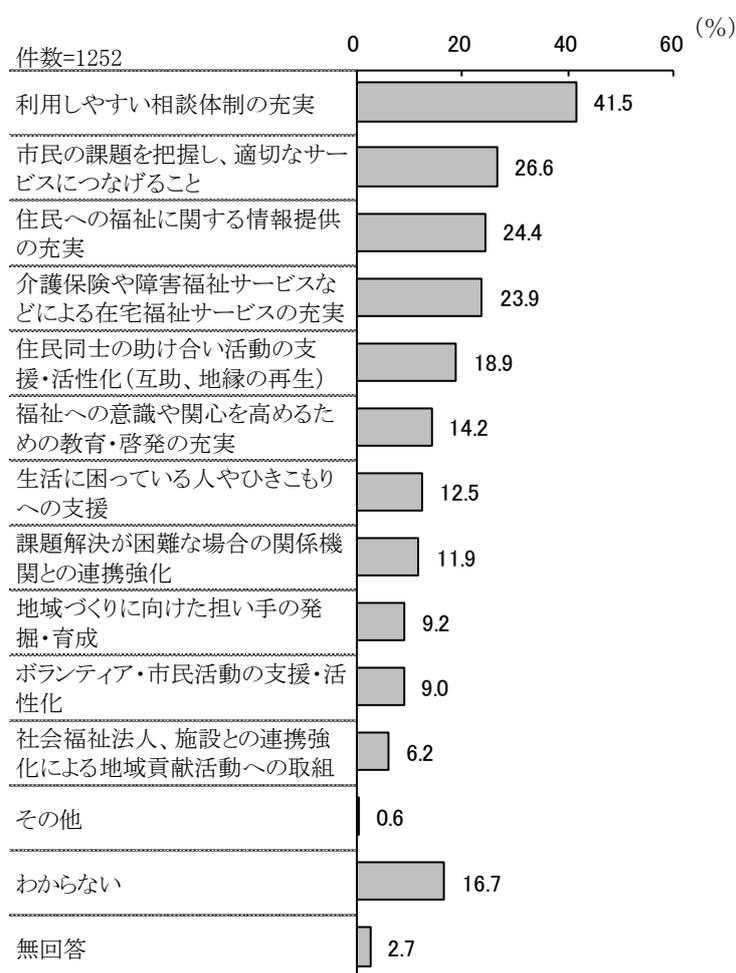


4-7 社会福祉協議会に期待すること

社会福祉協議会に期待することは、「利用しやすい相談体制の充実」(41.5%)が最も多く、次いで「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」(26.6%)、「住民への福祉に関する情報提供の充実」(24.4%)、「介護保険や障害福祉サービスなどによる在宅福祉サービスの充実」(23.9%)、「住民同士の助け合い活動の支援・活性化(互助、地縁の再生)」(18.9%)などとなっています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計は100%にならない場合があります。

社会福祉協議会に期待すること

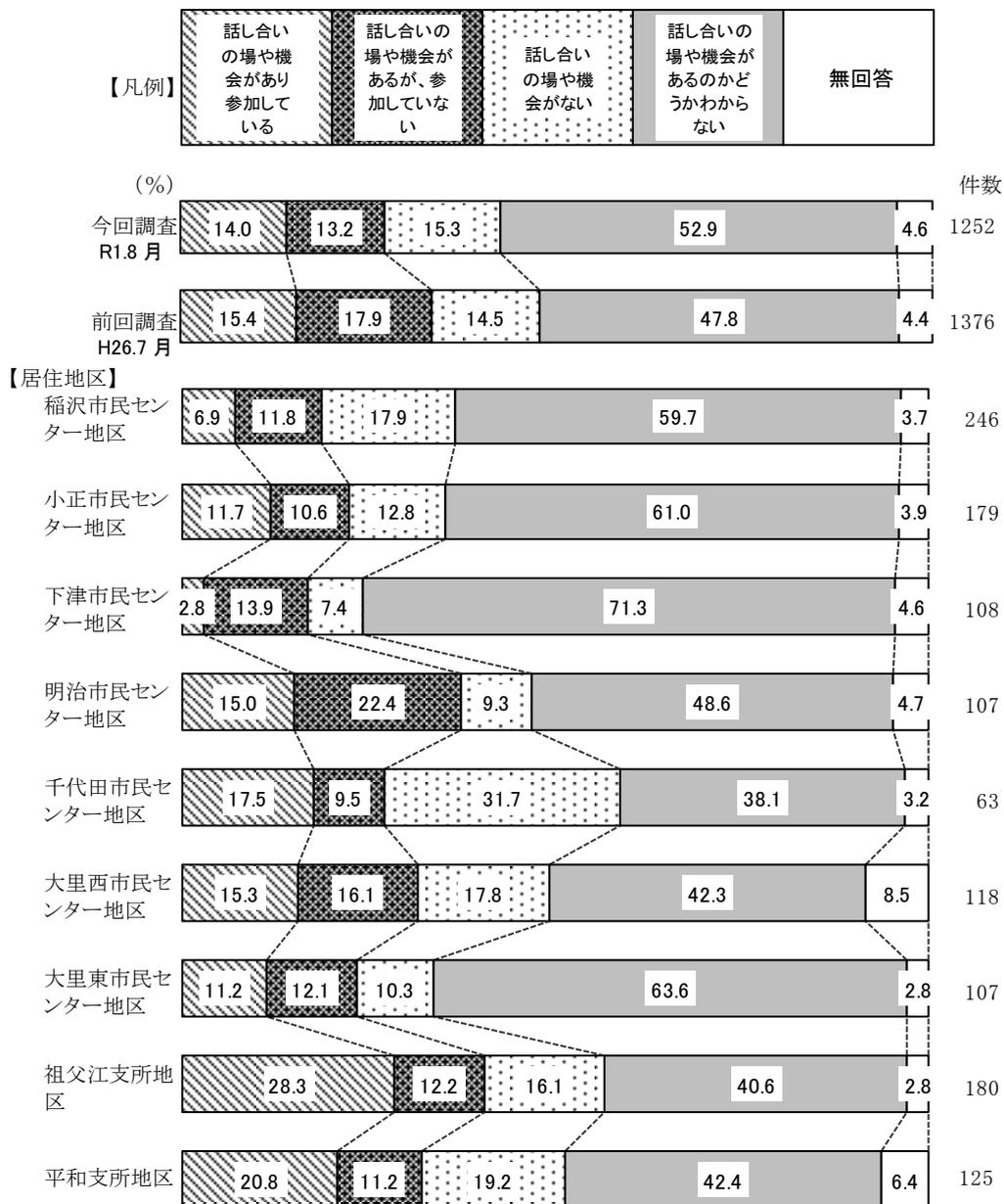


4-8 地域問題の話し合いの場への参加意向

地域問題の話し合いの場への参加については、「話し合いの場や機会があるのかわからない」(52.9%)人が最も多くなっています。

居住地区別でみると、「話し合いの場や機会があり参加している」人の割合が高いのは祖父江支所地区(28.3%)、「話し合いの場や機会がない」人の割合が高いのは千代田市民センター地区(31.7%)です。また、「話し合いの場や機会があるのかわからない」人の割合が下津・大里東市民センター地区で高くなっています。

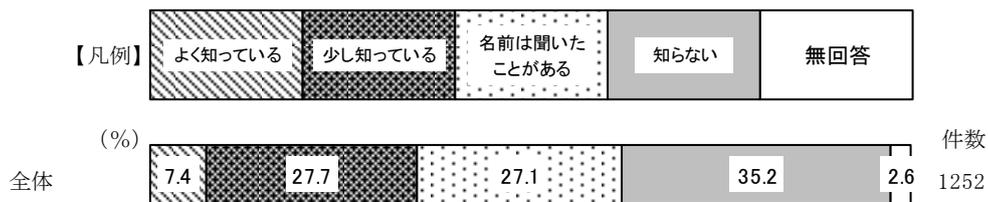
地域問題の話し合いの場への参加意向



4-9 成年後見制度の認知度

成年後見制度を「よく知っている」人は7.3%、「少し知っている」人は27.7%、「名前を聞いたことがある」人は27.1%となっています。「知らない」人は35.2%を占めています。

成年後見制度の認知度

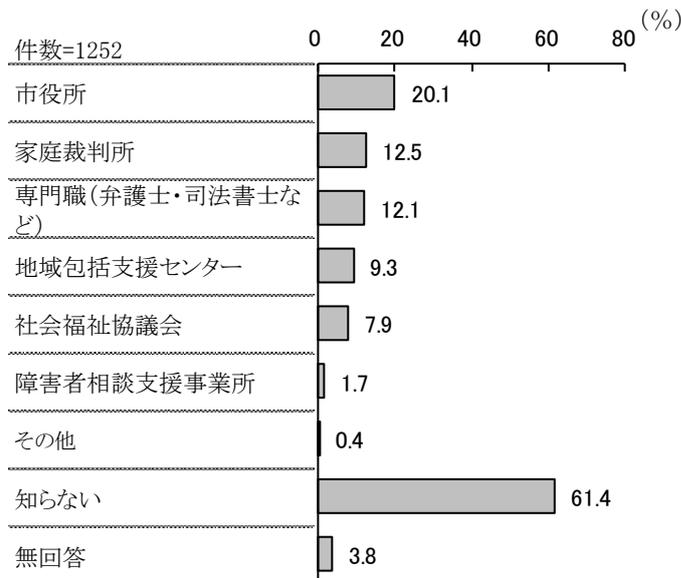


4-10 成年後見制度に関する相談先の認知度

成年後見制度について相談できるところを「知らない」人は61.4%を占めています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計は100%にならない場合があります。

成年後見制度に関する相談先の認知度





第2章 稲沢市の地域福祉の現状

5 意見交換会における市民の意見

意見交換会では、地域の課題の解決策を話し合っていました。
課題に対する主な意見を以下にまとめました。

課題	解決のための意見など
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物は、近所の人と助け合って乗り合わせる ・ 運転できる人、乗せてもらいたい人を登録制にして助け合える仕組みをつくる ・ コミュニティバスの路線を増やす ・ スーパーに出張販売を依頼する（買い物）
人との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区公民館の活用を活発にして区民が集まる機会を増やす ・ 気のあう仲間からスタートして輪を広げる ・ 全世代が参加しやすいイベントを実施する ・ あいさつや声かけを行う ・ 組長さんに、ひとり暮らしの人の安否を聞く ・ 有償ボランティアを進める ・ 公民館でサロンを行う ・ サロンの運営を学習できる機会をつくる ・ 企業の協力を仰ぐ ・ 多世代が参加できる子ども食堂のような場所をつくる ・ 指導者を発掘する ・ 三世代交流を行う
災害時の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会がある時に話題に取り上げる ・ 最寄りの避難所を周知する ・ 近隣の企業と連携し、建物や駐車場の提供を依頼 ・ 自主防災会の活動を活発化する ・ 避難訓練を行う ・ 子どもと一緒に避難訓練を行う ・ 非常食を常備する ・ 区長、民生委員用の災害時マニュアルを作成して提供する
地域内の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から声かけを行い、顔見知りになる
町内会などの役員 のなり手がいない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の役割のマニュアルを整える ・ 行事を少なくする ・ 仕事の内容を精選して減らす ・ あいさつ運動を行う ・ 行事の開催を土日にする
ごみ出し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家の近くまでごみを集めに来てもらう



第2章 稲沢市の地域福祉の現状

6 稲沢市の課題

本市の現状データ、アンケート調査結果、意見交換会の結果などに見る、稲沢市の課題を整理します。

①誰もがともに生きる「地域共生社会」

- 高齢者人口は年々増加しています。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加にみられるとおり、何らかの支援が必要な障害者も増加していると考えられます。さらに、発達障害がある人、子ども及び子育て中の家庭、ひとり親家庭、外国人など、様々な支援を必要とする人を踏まえた「地域共生社会」づくりを考えていく必要があります。

②地域の特性を踏まえた「地域共生社会」

- 子育て世代が多い地区、高齢化が進んでいる地区など、各地区の人口構成には差がみられます。「地域共生社会」は、そうした点も踏まえて考えなければなりません。さらに、高齢者福祉の分野では、従来から進められてきた「地域包括ケアシステム」として、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどのサービスが身近なところで受けられる環境の実現も進めていく必要があります。

③「人との交流」が盛んな「地域共生社会」

- 意見交換会では、「災害時への支援」や「人との交流」への関心が高く、多くの意見が出されました。災害については、常に話題にしていくこと、防災訓練を行うこと等が大切という意見が多く、人との交流については、集まる機会をつくること、あいさつなど日頃から接点を持つこと等が大切という意見が見られました。アンケート調査においても、地域のつながりや災害時の手助けなどへの関心が高く、こうした点を踏まえた取り組みを進めていくことが重要と考えられます。



第2章 稲沢市の地域福祉の現状

7 第3次計画の目標指標評価

第3次計画では、3つの基本目標ごとに下表のような目標数値を掲げました。今回実施したアンケート調査結果から、第3次計画の最終年度である令和元年時点の状況进行评估すると、3項目とも目標には届かず、第3次計画策定時点の基準値からほとんど変化していない状況にあります。

第3次計画の目標指標と評価

基本目標	目標指標	基準値※ ¹ (平成26年)	目標値※ ² (令和元年)	実績値※ ³ (令和元年)
1 地域の課題をみつけるネットワークづくり	民生委員・児童委員が誰かも活動内容も知っている人の増加	10.6%	30.0%以上	10.5%
2 地域力を強めるコーディネーター機能の充実	ボランティア活動に参加したことがある人の増加	45.5%	60.0%以上	42.8%
3 安心して生活できる多様なサービスの充実	市の福祉事業・活動全般に満足している人の増加	20.2%	30.0%以上	21.2%

※1 「基準値」：第3次計画策定時の現状値（アンケート調査による）

※2 「目標値」：第3次計画に掲げた目標数値

※3 「実績値」：令和元年度に実施したアンケート調査による現状値

第3章

計画の 理念と目標





第3章 計画の理念と目標

1 計画の基本理念

基本理念

地域のみみなでつくる、安心して暮らせるまち

この計画は、稲沢市で生活するすべての人が地域で安心して生活できることをめざしています。今日、国は、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合っていく「地域共生社会」の実現を進めています。これは、地域の課題の解決に、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が“丸ごと”つながることで、安心して生活できる地域の実現をめざす考え方です。支援を受ける側と支援する側が明確に分かれている考え方ではなく、困った時には支援を受け、また反対に困っている人を支援できる時には支援するという形ですべての人が参画していくことが必要となります。

地域共生社会は、あらゆる人、あらゆる資源がつながりを持ちながら、互いに支えあい共に生きる社会です。そうした、安心して暮らせる街を地域のみみなで作っていきたいという考え方から、この計画の基本理念を「**地域のみみなでつくる、安心して暮らせるまち**」とします。





第3章 計画の理念と目標

2 地域福祉の基本指針

本市における地域福祉を推進するため、「自助」「共助」「公助」の考え方を浸透させます。

「自助」「共助」「公助」の考え方の浸透

本市の地域福祉の推進手法として、「自助」「共助」「公助」の考え方を浸透させ、市民個人、ボランティア活動団体、地域組織等の主体的な取り組みを大切にしていきます。

①市民個人の基本的な考え方

- 市民個人や家庭単位でできることは「自助」とし、自ら解決に取り組むことを基本とします。
- 自分自身の力で、近隣や地域を支援できないかを考え、積極的に「共助」に参加・参画します。

②活動団体や地域組織の基本的な考え方

- 地域の皆で協力して、地域の課題解決に取り組むことを基本とします。
- 地域の取り組みを円滑にするために、地域福祉の推進組織づくりを進めます。
- 地域の課題を把握し、地域の様々な資源と積極的に連携して課題の解決に努めます。

③社会福祉協議会の基本的な考え方

- 市民個人や地域社会と接点を持ち、市民とともに地域の課題解決に取り組みます。
- 市民や地域の意見を聞き、市の施策につなげます。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。

④市の基本的な考え方

- 各種制度に基づく公的な支援サービス等を充実します。
- 市民や地域の活動の活発化に必要な支援を行います。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。



第3章 計画の理念と目標

3 計画の体系

基本目標1 “わたし”にできることから始める地域福祉の推進

1-1 福祉意識の高揚

- ①福祉教育の充実
- ②福祉体験活動への参加機会の拡充
- ③福祉に関する学習機会の充実
- ④福祉施設の地域貢献の推進

1-2 ボランティア活動の活発化

- ①**ボランティア活動の活発化**
- ②ボランティア活動参加者への支援

基本目標2 地域みんなで取り組む地域福祉の推進

2-1 交流が盛んな地域づくり

- ①誰もが気軽に集まれる場づくり
- ②多様な交流ができる機会づくり
- ③地域における見守りの推進

2-2 地域福祉ネットワークの充実

- ①民生委員・児童委員活動の充実
- ②**地域福祉推進体制の充実**

2-3 コーディネート機能の強化

- ①コーディネート活動の活発化
- ②地域福祉を推進する人材の育成

基本目標3 市の総合的な施策による地域福祉の推進

3-1 相談窓口と情報提供の充実

- ①**相談体制の充実**
- ②わかりやすい情報提供

3-2 市民の意見の反映

- ①市民との意見交換と施策への反映
- ②計画の進捗状況についての情報提供

3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現

- ①防犯・防災対策の充実
- ②生活困窮者対策の充実
- ③**権利擁護事業の充実**

注：太字・網掛け部分は、本計画の重点事業に位置付けています。

第4章

施策の方向と 取り組み指針





第4章 施策の方向と取り組み指針

基本目標 1

“わたし”にできることから始める 地域福祉の推進

めざすこと

基本目標1「“わたし”にできることから始める地域福祉の推進」では、「自助」及び「共助」の考え方の浸透とその実践を進めます。福祉教育等を通じて「福祉意識の高揚」を図るとともに、福祉の実践としての「ボランティア活動の活発化」をめざします。地域共生社会を実現するためには、市民1人ひとりが地域の福祉課題に“我が事”として関心を持って取り組み、地域の資源を“丸ごと”総動員して問題の解決をめざすことが求められます。地域共生社会の実現への第1歩として、私にできることから始めるという意識を高める必要があります。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- ・ 地域福祉に関心を持ち、私にできることは何かを考えます。
- ・ 自分にできること、楽しみながら参加できることをみつけて、ボランティア活動に参加します。

地域

- ・ 地域福祉に関心を持ち、地域でできることは何かを考えます。
- ・ 地域全体に目を向け、地域の課題解決に地域みんなで取り組みます。

社会福祉協議会

- ・ 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- ・ 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。
- ・ ボランティア活動を活発化するため、コーディネート活動を行います。

市（行政）

- ・ 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- ・ 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。

施策の方向

1 - 1 福祉意識の高揚

①福祉教育の充実

学校教育におけるボランティア体験や福祉実践教室など、福祉教育の充実を図ります。また、福祉教育の実施主体である学校関係機関、社会福祉協議会、児童・生徒とその保護者など関係諸機関との日常的な連携の強化に努めます。

②福祉体験活動への参加機会の拡充

福祉施設やボランティアグループの協力のもと、誰でも参加できる福祉体験活動機会の拡充を図ります。

③福祉に関する学習機会の充実

市民が、それぞれのニーズに応じた学習ができる多様な学習機会づくりを行います。

④福祉施設の地域貢献への推進

福祉施設の協力のもとで、地域との交流を図る取り組みを推進します。



1-2 ボランティア活動の活発化

① ボランティア活動の活発化

市民活動支援センターとボランティアセンターの窓口を一本化して各種ボランティア活動の情報を収集し、団体どうしの相互連携やコーディネート機能の充実を図ります。また、研修や意見交換の機会をつくり、各種団体の育成・支援に努めます。

重点事業の詳細

生活支援ボランティア（地域福祉の担い手）の育成

人口減少・超高齢化社会が進む中、地域のつながりの希薄化が進み、地域で発生する課題が多様化・複雑化してきています。

それらの課題に、公的な制度やサービスだけでは対応することが困難となっており、今暮らしている地域で、誰もが安心して長く暮らし続けていくためには、地域住民相互の支え合いや助け合いの仕組みが必要となります。

高齢者等が生活をしていくうえで、ゴミ出しや買い物支援、日常的な見守りなど、日常生活でのちょっとした困りごとを支援する有償も含めたボランティアの育成を進めます。

② ボランティア活動参加者への支援

ボランティア保険への加入や機材の貸出、ボランティア活動に必要な知識や技術の習得への支援など、ボランティア活動参加者等への支援を行います。



第4章 施策の方向と取り組み指針

基本目標2

地域みんなで取り組む 地域福祉の推進

めざすこと

基本目標2「地域みんなで取り組む地域福祉の推進」では、地域単位での「共助」を実際に進めることをめざします。集いの場をつくること等を通じて多様な交流を進め、市民どうしの顔が見える関係づくりを進めます。さらに、地域福祉を進める地域の組織体制の強化を図るとともに、地域におけるコーディネート活動の活発化や多様な人材の育成を進めます。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- ・ 地域組織の活動に関心を持ち、無理のない範囲で積極的に参加します。
- ・ 地域の人たちとの交流を深めます。
- ・ 民生委員・児童委員の活動に関心を持って協力します。

地域

- ・ 地域組織の活動を通じて、地域の福祉活動を活発化します。
- ・ 誰もが気軽に集まれる場所づくりを行います。
- ・ 市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携して、地域の課題解決に取り組みます。

社会福祉協議会

- ・ 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの活動を活発化します。
- ・ 地域組織と連携して、地域の課題を把握し、その解決に取り組みます。
- ・ 地域における見守り活動を推進します。

市（行政）

- ・ 地域組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携して、地域の課題解決に取り組みます。

施策の方向

2-1 交流が盛んな地域づくり

①誰もが気軽に集まれる場づくり

地域の様々な活動やイベント等、誰もが気軽に集まれる場所をつくり、多くの市民の参加を促すことを通じて高齢者や障害者（児）などの閉じこもりを予防します。

サロンなどの設置や運営においては、参加する側に立つだけでなく、サロンを運営する側での参加も促します。

②多様な交流ができる機会づくり

世代間交流など、多様な交流ができる機会づくりを通じて、地域住民どうしの交流が盛んに行われる地域づくりをめざします。

③地域における見守りの推進

地域で生活する高齢者、障害者、子どもや子育て家庭などを地域で見守る取り組みを推進します。



2-2 地域福祉ネットワークの充実

① 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員の役割などを周知し、活動しやすい環境づくりを進めます。また、民生委員・児童委員と、各地区のまちづくり推進協議会関係者や区長など地域の関係者との連携を強化して活動できるよう支援します。

② 地域福祉推進体制の充実

まちづくり推進協議会における地域福祉の推進活動をはじめ、生活支援体制整備事業により設置した「協議会」の活動などを含めて、支所・市民センター地区単位（第2層）での地域福祉推進体制を充実します。

地域組織の活動を通じて、地域の課題を把握するとともに解決策を検討し、多くの市民の参画のための仕組みづくりを進めます。同時に、地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワーク化を進めます。

重点事業の詳細

全世代対応の地域包括ケア（地域共生社会の実現）

支所・市民センター地区において、地域住民等が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備し、地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備します。

<主要事業>

- ・ 生活支援体制整備事業

2-3 コーディネート機能の強化

① コーディネート活動の活発化

多様な地域活動が地域福祉の推進につながり、安心して生活できる福祉のまちづくりにつながるよう、コーディネート活動を活発化します。社会福祉協議会による地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターが地域組織と連携し、各種連絡調整、既存の制度では対応しきれない個別の生活課題の解決、生活支援の仕組みづくりなどを支援します。

② 地域福祉を推進する人材の育成

民生委員・児童委員活動や各種市民活動団体等の活動を担う人材の育成に努めます。

また、地域社会の担い手不足が地域福祉の推進においても問題であることから、地域社会を担う人材の育成を図ります。



第4章 施策の方向と取り組み指針

基本目標3

市の総合的な施策による 地域福祉の推進

めざすこと

基本目標3「市の総合的な施策による地域福祉の推進」では、市が提供する公的なサービス等（公助）も含めて、すべての市民が安心して生活できる地域づくりをめざします。市民の多様な相談に適切に応じることができる体制を整備するとともに、多様な情報提供を行います。また、地域ごとの市民の意見を聞く機会を持ち、それらを具体的に市の施策に生かす取り組みを進めます。さらに、防犯や防災対策、生活困窮者対策、権利擁護への取り組みなどを通じて、安心して生活できる環境づくりを進めます。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- ・ 市や社会福祉協議会が行っている支援策の情報に関心を持ち、必要に応じて利用します。
- ・ 地域の課題に目を向け、意見交換の機会には積極的に参加して発言します。
- ・ 防犯・防災、権利擁護などにおいて、できることを積極的に行います。

地域

- ・ 地域の課題に目を向け、意見交換の機会を積極的に活用します。
- ・ 防犯・防災、権利擁護などにおいて、地域でできることを積極的に行います。

社会福祉協議会

- ・ 市民の多様な相談に応じます。
- ・ 地域組織との連携等を通じて、地域住民の意見や地域の課題を把握します。
- ・ 権利擁護事業など、市民の安心を確保する事業を行います。

市（行政）

- ・ 利用しやすい相談窓口を整備します。
- ・ 各種情報提供をわかりやすく行います。
- ・ 地域住民の意見を施策に反映させる活動を行います。
- ・ 防犯・防災対策、生活困窮者対策、権利擁護事業など、安心して生活できる環境づくりを進めます。

施策の方向

3-1 相談窓口と情報提供の充実

①相談体制の充実

福祉の拠点及び中央子育て支援センターの整備により、様々な支援を必要とする人の多様な生活課題をワンストップで解決できる福祉相談サービスの実現をめざします。

重点事業の詳細

福祉の拠点：ワンストップ福祉相談

市役所新分庁舎内に、福祉課と社会福祉協議会を設置・集約してワンフロアとする福祉の拠点を整備します。市民や福祉関係者からの福祉に関する相談（子育て及び児童に関することは除く）にワンストップで対応します。

<主要事業>

- ・ 福祉総合相談窓口（断らない相談支援の実施）
- ・ 基幹型包括支援センター（高齢者対象）
- ・ 障害者基幹相談支援センター（障害者対象）
- ・ 成年後見センター
- ・ 女性悩みごと相談、法律相談、行政・人権などの合同相談

中央子育て支援センター：ワンストップ子育て相談

中央子育て支援センター内で、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭における子どもの育て方、問題行動、子どもの養育に対する悩みに、家庭児童相談員や発達障害に詳しい保育士、保健師など、豊かな経験を持つスタッフがワンストップで対応します。

<主要事業>

- ・ 子育て支援総合相談センター
- ・ 子ども家庭総合支援拠点
(児童虐待等の要保護児童対策を含む)

②わかりやすい情報提供

各種制度やサービスなどの情報をわかりやすく提供することにより、サービスの適切な利用を促進します。

3-2 市民の意見の反映

① 市民との意見交換と施策への反映

地域の課題を施策に反映して地域の取り組みを活発化し、地域福祉を進めていくことができるよう、生活支援体制整備事業協議会などを活用し、多様な方法で市民の意見を取り入れる機会づくりを進めます。

② 計画の進捗状況についての情報提供

地域福祉計画がめざす目標の達成状況や各種事業の進捗状況についての情報提供を行います。同時に、アンケート調査などから見えてくる地域の現状についての情報提供を行い、地域の取り組みの活発化を支援します。

3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現

① 防犯・防災体制の充実

地域の防犯や災害時の避難行動支援など、地域での生活の安全・安心を確保する対策を充実します。

② 生活困窮者対策の充実

生活困窮者や孤立者を早期に発見し、必要な支援につなぐための地域のネットワークの強化を図るとともに、関係諸機関との連携や相談機能の充実等を図ります。

③ 権利擁護事業の充実

判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者などの権利が守られるよう、成年後見制度の適切な利用が促進される体制を整備します。

成年後見制度の利用促進

成年後見センターの設置

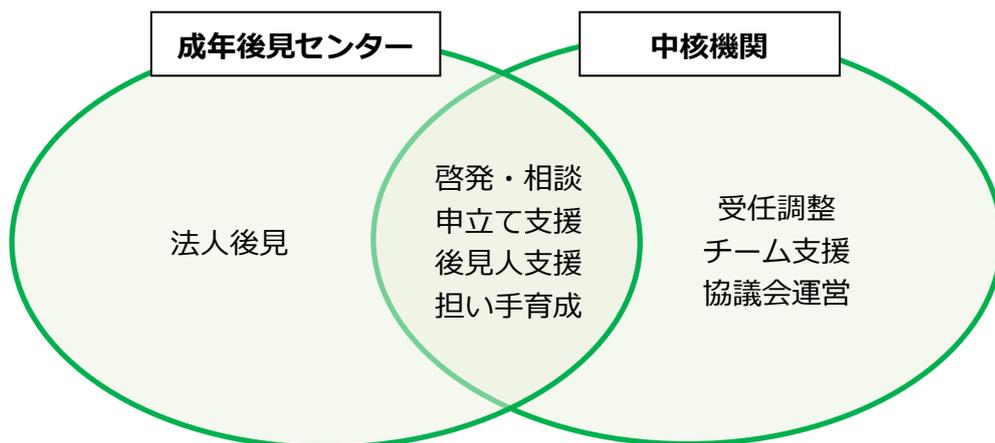
様々な権利擁護のニーズに対応するため、令和3年度に成年後見センター（仮称）を福祉の拠点に設置します。成年後見センターでは、成年後見制度の啓発と相談対応、申立て支援、親族後見人の支援や担い手育成のほか、法人後見の業務を行います。

中核機関及び地域連携ネットワークの整備

成年後見制度利用促進計画に基づき令和3年度に設置する「中核機関」は、市及び成年後見センターが協働して業務を行います。中核機関では、専門職等の参加を得て、検討会議や後見人候補者を調整するための会議を開催すること等により、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの体制を構築します。あり方や運営方針については、今後、関係機関と協議検討します。

協議会の設置・運営

成年後見制度利用促進計画に基づく「協議会」として、新たに市に「稲沢市成年後見連携協議会（仮称）」を設置します。「稲沢市成年後見連携協議会（仮称）」は、相談支援機関、専門職団体、家庭裁判所、医療機関などの機関で構成し、中核機関がその運営を担います。



第5章

具体的な取り組み





第5章 具体的な取り組み

基本目標 1

“わたし”にできることから始める 地域福祉の推進

第4章に記載した施策の方向に合致した形での事業及び社会福祉協議会の事業を記載します。市の事業については、関連するすべての事業を記載するのではなく、共助の事業を掲載しています。

1-1 福祉意識の高揚

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
福祉実践教室	障害への理解を深め、思いやりの心を育み、日常的な実践活動へ広げていくことを目的に、市内の小・中・高等学校で実施し、福祉教育の充実を図ります。
出前福祉講座	地域や企業に向けた出前福祉講座を開催します。
学生施設ボランティア 福祉体験学習	夏休みに中学生以上の学生を対象に、施設でのボランティア体験を実施します。
ボランティアチルドレン 支援事業	地域の高齢者・障害者などとの交流などを通して、子どもたちの福祉に対する理解を図り、社会貢献活動を行います。
福祉まつり※	地域住民・福祉団体・ボランティアの交流の場として開催します。
社会福祉大会	福祉事業に尽力された方・団体や共同募金に多額の寄付をされた方・団体を顕彰する大会を開催します。

※印は、市との共催事業

1-2 ボランティア活動の活発化

<共助事業>

取り組み	活動内容
稲沢市さわやか隊	快適な生活環境を守るため、地域の見回り活動、路上喫煙禁止啓発活動などを行っています。
稲沢市違反広告物除却活動	電柱やガードレールなどに表示されているはり紙やはり札などの違反広告物の除却活動を行っています。
アダプトプログラムによる環境美化活動への参加	道路などの公共の場所を、市民団体や企業などが市と協力し、歩道などのごみ拾いや雑草取りなど美化活動を行っています。

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
ボランティアセンター・市民活動支援センター★の運営	ボランティアや市民活動団体などによる公益的な市民活動を総合的に支援する拠点として運営。市民や活動者へ情報の提供、相談、活動の場の提供などの支援をします。
ボランティアの紹介	ボランティアの受入れを希望する個人・施設などへボランティアを紹介します。
各種ボランティア・NPO講座の開催	住民ニーズに応じた各種ボランティア講座などを企画・開催します。
ボランティア・市民活動連絡会の開催	活動者同士の交流や情報交換などを行い、連携や親睦を図ります。
ボランティアグループへの支援	ボランティア団体への活動を支援する目的で活動助成を行います。

★印 市民活動支援センターは、市からの委託事業



第5章 具体的な取り組み

基本目標2

地域みんなで取り組む 地域福祉の推進

2-1 交流が盛んな地域づくり

<共助事業>

取り組み	活動内容
地域安全推進リーダー	小学校児童の登下校時の見守り、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の指摘や改善、夜間防犯パトロール等、地域の見守りを行っています。
まちづくり推進協議会	支所・市民センター地区ごとに設置し、青少年・防犯交通活動、市民・福祉活動、農業・環境活動、スポーツ活動、広報活動を実施しています。
民生委員・児童委員	特定の区域を担当し、高齢者や障害がある方の福祉に関すること、児童・ひとり親家庭などの状況把握（乳児家庭訪問や地域での情報収集など）、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施し、ニーズに応じた福祉サービスなどの情報を提供しています。
スクールガード	児童の登下校時における安心・安全確保のための立哨やつきそいを行っています。
少年愛護センター指導員 街頭活動	非行・危険行為の見られる少年の早期発見による非行防止、交通や水難による事故の未然防止を図るため、パトロールと声かけを行っています。
地区体育振興会	地域住民の親睦、体育の振興を図るとともに、スポーツを通じて健康で明るく住みよい地域社会にするため、地区運動会などを実施しています。
生活支援体制整備事業	支所・市民センター地区に設置された「協議会」で、地域住民が地域課題について話し合っています。

<共助事業>

取り組み	活動内容
老人クラブ活動	<p>老後の生活を健康で生きがいを持って過ごし、温かい人と人との交流をもとに連帯感のある地域社会をつくるための活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕活動：地域の公園の清掃活動、ねたきり老人等への友愛訪問 ・生きがい活動：民謡、盆栽、書道、カラオケ、社交ダンスなど教養、趣味 ・健康づくり活動：グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等のスポーツ活動
高齢者ふれあいサロン	<p>高齢者の生きがいづくりや介護予防、健康増進、世代間交流を促進するため、公民館などの身近な場所で生涯学習、レクリエーション、情報交換などを行っています。</p>

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
ふくしグラウンド・ゴルフ大会	<p>グラウンド・ゴルフ大会を開催し、地域住民の交流を図ります。</p>
花いっぱい運動	<p>地域社会を明るく住みよいまちにするとともに、地域住民の交流を図ります。</p>

2-2 地域福祉ネットワークの充実

<共助事業>

取り組み	活動内容
区長制度	<p>住民の声を行政に反映させるため、行政と住民との連絡調整役を依頼しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の意見取りまとめに関すること ・土木事業促進に関すること ・市行政の連絡事務に関すること ・広報等文書の配布に関すること ・その他市長が必要と認めた事項
まちづくり推進協議会 (再掲)	<p>支所・市民センター地区ごとに設置し、青少年・防犯交通活動、市民・福祉活動、農業・環境活動、スポーツ活動、広報活動を実施しています。</p>

<共助事業>

取り組み	活動内容
みらい子育てネット	子どもたちの健全育成のため、地域ぐるみでボランティア活動を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもフェスティバル（親子及び世代の交流を深める文化活動） ・カーブミラー清掃 ・事故防止活動 ・児童館・児童センター事業への援助・協力 ・地域主催の夏まつり、福祉まつりなどをはじめとする諸団体への奉仕活動 など
子ども会	子どもたちの自主的社会的活動を高め、日常生活を健全で豊かなものにするため、環境美化活動や交通安全活動などを行っています。
ファミリー・サポート・センター	「子育ての応援をしたい方（提供会員）」と「子育てを手伝って欲しい方（依頼会員）」が会員登録をし、地域みんなで子育てを支えあう相互援助活動です。産前産後の家事支援、保育園や学校等へのお迎え、急な用事での子どもの預かり等を地域で実施しています。

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
生活支援コーディネーターの配置★	地域組織等と連携し、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を中心に、地域づくりを進めます。
地域見守りネットワーク事業	地域住民による支え合い、助け合い活動を展開し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
市民共助パイロット事業	地域の福祉課題の解決を図る目的で、市民が企画・提案した事業に対して、活動助成を行います。

★印は、市からの委託事業

2-3 コーディネート機能の強化

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
地域福祉コーディネーターの配置	専門の職員を地域に配置し、既存の制度・体制では解決できない様々な福祉問題を解決する仕組みづくりを地域住民と共に進めていきます。
地域活動等への参加協力	地区まちづくり推進協議会が開催する福祉関連事業への参加協力を行います。
地区まちづくり推進事業	地区まちづくり推進協議会への活動助成を行います。



第5章 具体的な取り組み

基本目標3

市の総合的な施策による 地域福祉の推進

3-1 相談窓口と情報提供の充実

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
福祉総合相談窓口★	福祉に関する相談を受け付け、適切な情報提供や他機関へ紹介を行うなど、課題解決に向けて自立へのサポートをします。
地域包括支援センター★	公正・中立な立場から、地域における（１）高齢者の総合相談・支援（２）介護予防ケアマネジメント（３）包括的継続的ケアマネジメント（４）権利擁護を実施します。
障害者相談支援事業★	障害のある方やその家族が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができるよう、相談支援やサービス利用計画の作成を行います。
社協だより「いーな」の発行	広報誌を発行して事業や制度の情報を全戸配布します。
WEBによる情報の発信・提供	ホームページを活用して、福祉・ボランティア情報を発信・提供します。
SNSによる情報発信	TwitterやFacebook等を活用して、市民に広く情報を発信します。

★印は、市からの委託事業

3-2 市民の意見の反映

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
生活支援体制整備事業 協議会の開催・運営★	地域の課題や意見を話し合う場として、各地区で協議会を開催し、地域情報の共有・ネットワークの形成や地域づくりを考えていきます。

★印は、市からの委託事業

3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現

<共助事業>

取り組み	活動内容
地域減災まちづくり 協働事業	名古屋大学減災連携研究センターの協力のもと、下津市民センター地区で地区防災カルテの作成、小正市民センター地区で防災に関するアンケートを実施しています。
自主防災会	地震、風水害などの災害から自らの手でまちを守るため、自主防災訓練や、地域の防災マップの作成、高齢者等の要援護者の把握、消火設備の日常点検などを行っています。

<社会福祉協議会の事業>

事業名	活動内容
災害ボランティアセンター整備	災害発生時にボランティア団体やNPOと連携して適切に活動できる体制の整備を図ります。
災害ボランティアセンター活動者支援事業	災害ボランティア活動者の育成及び活動支援を目的に、被災地で活動する個人ボランティアへの助成や防災減災カレッジ修了者への受講料の助成を行います。
防災・減災セミナー	自助・共助を周知啓発し、市民の防災・減災への意識を高めます。
資金貸付事業	低所得者や身体障害者・高齢者世帯に対し、世帯の安定を図るため資金貸付を行います。
生活困窮者自立相談支援事業★	安定した生活を送れるまでの支援として、就労支援や家計相談のほか、各種専門機関の紹介や情報提供などを行います。
家計改善支援事業★	家計に関する相談や家計管理に関する指導等を行います。
学習支援事業★	「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活困窮者家庭の子どもへ学習支援を行います。
就労準備支援事業★	直ちに就労することが難しい状態にある方に対して、状況に応じたプログラムを作成し、就労に向けた基礎能力形成の支援や就労体験機会の提供を行います。
フードバンク活用支援	生活困窮者に対して、緊急的な食料支援を行います。
日常生活自立支援事業	認知症や知的障害などにより、自分で判断するのに不安な方が安心して暮らせるよう、日常的な金銭管理や福祉サービス利用のお手伝い等を行います。
成年後見センター事業★	成年後見センターを設置し、成年後見に関するPRや利用者の支援を行います。

★印は、市からの委託事業

第6章

計画の推進





第6章 計画の推進

1 計画の目標指標

本計画で進めた施策の効果を評価するため、3つの基本目標ごとに下記の目標指標（成果指標）を設定します。

第4次計画の目標指標

基本目標	目標指標	基準値 ^{※1} (令和元年)	方向性	目標値 (令和6年)
1 “わたし”にできることから始める地域福祉の推進	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	42.8%	↗	50.0%以上
2 地域みんなで取り組む地域福祉の推進	台風などの災害時に避難する際、手助けをお願いできる人がいる人の割合	71.8%	↗	75.0%以上
3 市の総合的な施策による地域福祉の推進	市の福祉事業・活動全般に満足している人の割合	21.2%	↗	30.0%以上

※1 「基準値」：第4次計画策定時の現状値（アンケート調査による）



第6章 計画の推進

2 計画の推進体制

本計画を推進するため、以下のような体制の整備を行います。

① 計画の進捗状況の確認

施策の進捗状況を定期的に確認し、計画を推進します。

② 市民との協働による地域福祉の推進

基本目標ごとに記載した「地域福祉の取り組み」を、市民、地域、社会福祉協議会及び市の行動指針とし、様々な地域福祉活動を推進します。

市民の意見を聞き、施策に反映する取り組みを行います。

③ 情報提供による市民参加の促進

施策・計画の浸透状況や各地区の取り組み状況など地域福祉推進に関わる情報提供を行い、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。



資料編





1 計画の策定経緯

開催日	会議等	内容
令和元年 8月14日 ～9月5日	アンケート調査	・市内在住の中学生以上の男女 2,800人を対象に実施
9月25日	プロジェクトチーム会議 (第1回)	・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果の中間報告について ・地域福祉に係る実施事業の確認について
10月8日	策定委員会(第1回)	・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果の中間報告について
11月7日	意見交換会	・稲沢市民センター地区、明治市民センター地区、千代田市民センター地区 ・地域の課題の解決策について
11月15日	意見交換会	・小正市民センター地区、下津市民センター地区、大里西市民センター地区、大里東市民センター地区 ・地域の課題の解説策について
11月20日	意見交換会	・祖父江支所地区、平和支所地区 ・地域の課題の解決策について
11月29日	プロジェクトチーム会議 (第2回)	・アンケート調査結果について ・地域福祉計画案について
12月13日	策定委員会(第2回)	・アンケート調査について ・意見交換会の結果について ・地域福祉計画案について
12月23日 ～令和2年 1月22日	パブリックコメント	・計画案の公表と市民意見の募集
2月3日	策定委員会(第3回)	・パブリックコメントの実施結果について ・地域福祉計画案について



2 稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体及び事業者の代表者
- (2) 地域市民活動団体の代表者
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有するもの
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



3 稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 稲沢市地域福祉計画及び稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を一体的に策定するため、稲沢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、稲沢市地域福祉計画策定委員会委員をもって構成し、稲沢市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、活動計画の策定が完了までとする。

(部会の設置)

第6条 委員会には必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会については、別に定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、稲沢市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。



4 稲沢市地域福祉計画策定委員会 稲沢市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

職 名 等	氏 名	備 考
愛知文教女子短期大学 教授	祢宜 佐統美	委員長
一般社団法人 稲沢市医師会 会長	山村 等	副委員長
稲沢市民生委員児童委員協議会 会長（前任者）	家田 鐵彦	委員
稲沢市民生委員児童委員協議会 会長（後任者）	加藤 恒二	委員
稲沢市老人クラブ連合会 会長	柿沼 晋	委員
稲沢市みらい子育てネット 会長	小田 真理子	委員
稲沢市私立保育園連盟 会長	溝口 正俊	委員
稲沢市まちづくり連絡協議会 監査	児島 秀光	委員
稲沢市赤十字奉仕団 委員長	溝口 公子	委員
稲沢市ボランティア・市民活動連絡会 会長	佐久間 春生	委員
一宮保健所 所長	澁谷 いづみ	委員
稲沢市小中学校校長会 会長	武田 孝薫	委員

(順不同、敬称略)



5 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクト チーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の素案を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 プロジェクトは、次の事項について調査研究し、計画の素案を策定する。

- (1) 地域福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 地域福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 地域福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他計画策定に関すること。

(組織及び任期)

第4条 プロジェクトは、別表に掲げるメンバーで組織する。

- 2 メンバーの任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 プロジェクトに、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、市民福祉部長をもって充て、副座長は、市民福祉部福祉課長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、プロジェクトを代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 プロジェクトの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 プロジェクトは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、座長がプロジェクトに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

稲沢市市長公室	企画政策課の主査以上の者
	地域協働課の主査以上の者
〃 総務部	財政課の主査以上の者
	危機管理課の主査以上の者
〃 市民福祉部	部長
	福祉課長
	高齢介護課の主査以上の者
〃 子ども健康部	子育て支援課の主査以上の者
	保育課の主査以上の者
	健康推進課の主査以上の者
〃 教育委員会	学校教育課の指導主事
稲沢市社会福祉協議会	地域福祉課の職員



6 社会福祉法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
- 二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あっせん事業
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福

祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、

就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を

行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。



7 地域福祉についてのアンケート調査結果

調査の概要

調査の目的

本調査は、稲沢市民の福祉についての考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握し、「稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

調査の設計

調査地域	稲沢市全域
調査対象	稲沢市に居住する中学生以上の男女
サンプル数	2,800人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和元年8月15日～9月5日

回収結果

配布数	回収数	有効	無効	未回収
2,800	1,252	1,252	0	1,548
100.0%	44.7%	44.7%	0.0%	55.3%

調査結果の見方

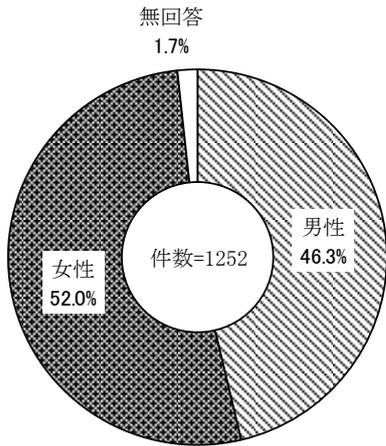
- (1) 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100にならないことがあります。
- (2) 基数となるべき実数は、「件数」として掲載しました。したがって比率は、件数を100%として算出しています。
- (3) 複数回答が可能な質問の場合は、その項目を選んだ人が回答者全体のうち何%なのか、という見方をします。そのため、各項目の比率の合計は通常100%を超えます。
- (4) 表、グラフ等の見出し及び文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- (5) 調査結果の中で、前回の調査結果との比較を盛り込んでいる設問があります。前回の調査の設計は、調査時期（平成26年7月）を除いて同じであり、有効回収数は1,376件（49.1%）となっています。

調査結果

1 回答者の属性

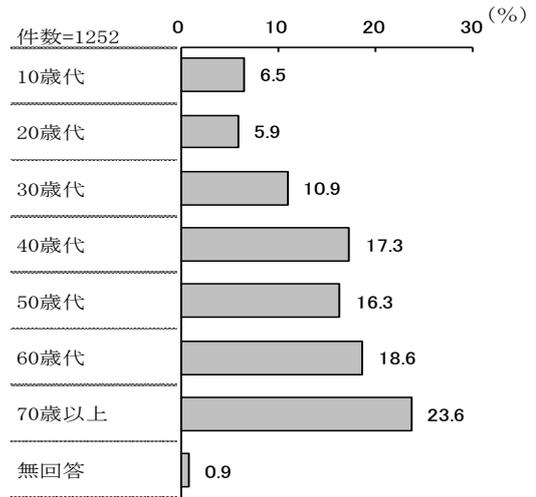
1-1 性別

- 調査回答者の性別は、「男性」が46.3%、「女性」が52.0%となっています。



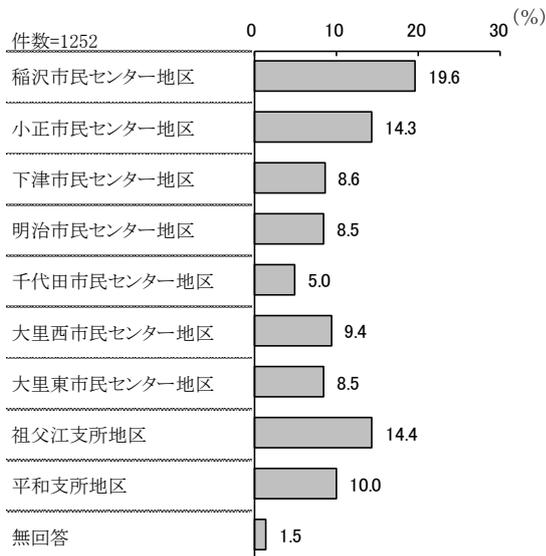
1-2 年齢

- 年齢は、「70歳以上」が23.6%で最も高く、次いで「60歳代」が18.6%となっています。



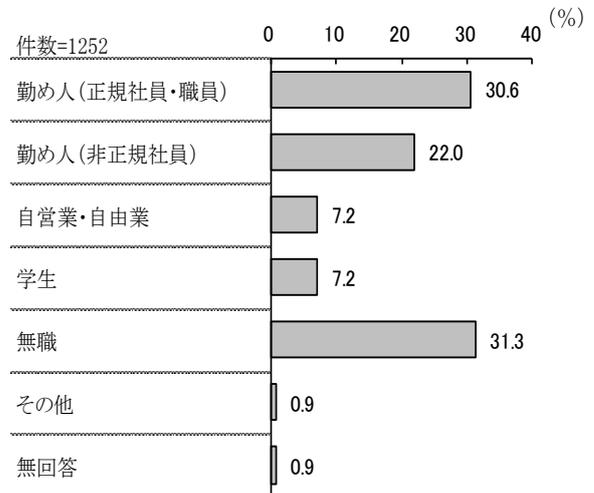
1-3 居住地区

- 居住地区は、「稲沢市民センター地区」(19.6%)、「祖父江支所地区」(14.4%)、「小正市民センター地区」(14.3%)が高く、「千代田市民センター地区」(5.0%)が最も低くなっています。



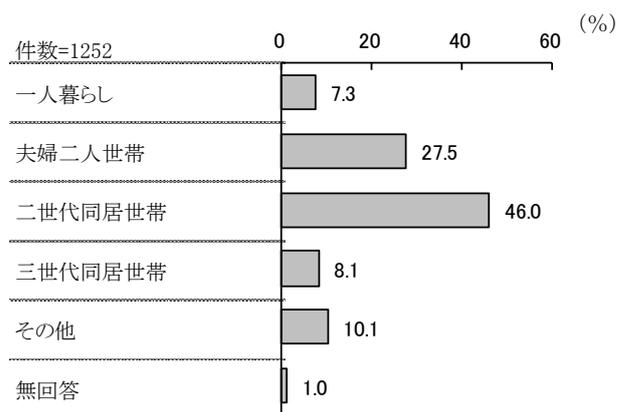
1-4 職業

- 職業は、「無職」が31.3%で最も高くなっています。何らかの職業に就いている人では、「勤め人(正規社員・職員)」が30.6%で最も高くなっています。



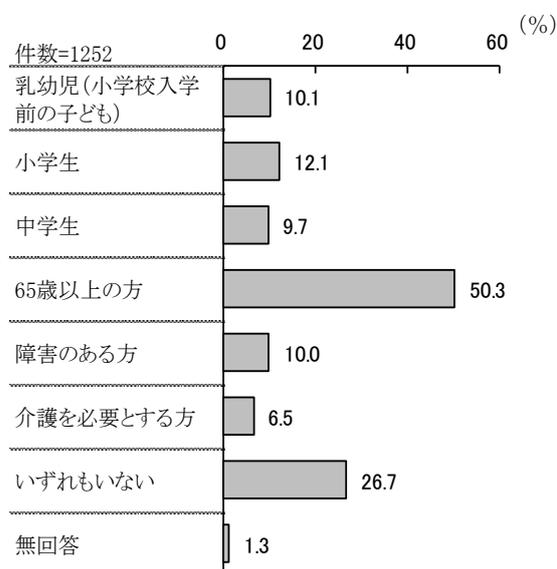
1-5 家族構成

- 家族構成は、「二世帯同居世帯」(46.0%)が最も高く、次いで「夫婦二人世帯」が27.5%となっています。



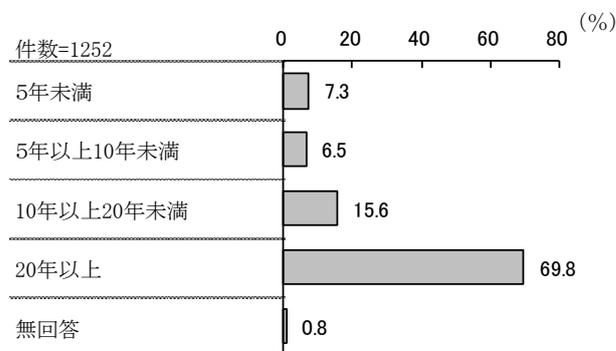
1-6 同居家族の状況

- 同居家族の状況は、「65歳以上の方」がいる世帯が5割以上となっています。また、「乳幼児」「小学生」「中学生」はそれぞれ1割前後となっています。



1-7 居住年数

- 稲沢市での居住年数は、「20年以上」が69.8%で最も高くなっています。また、10年以上の在住者は、合わせて85.4%となっています。

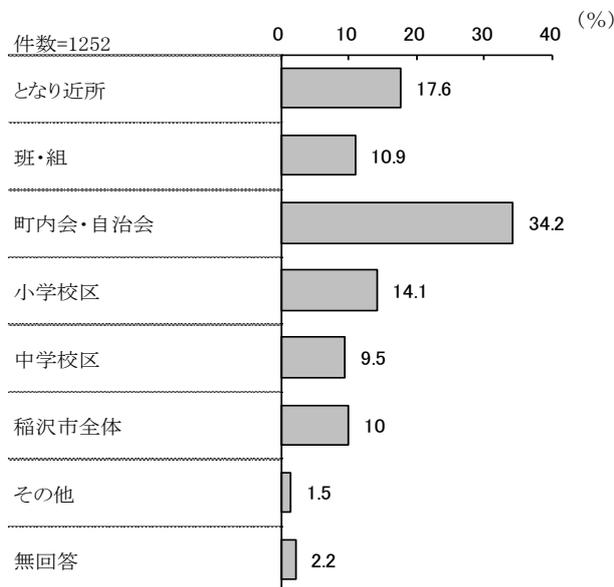


2 「地域」との関わりについて

2-1 「地域」と考える範囲

問2 あなたにとって身近に感じる「地域」とは、どこまでの範囲だとお考えですか。(1つだけ)

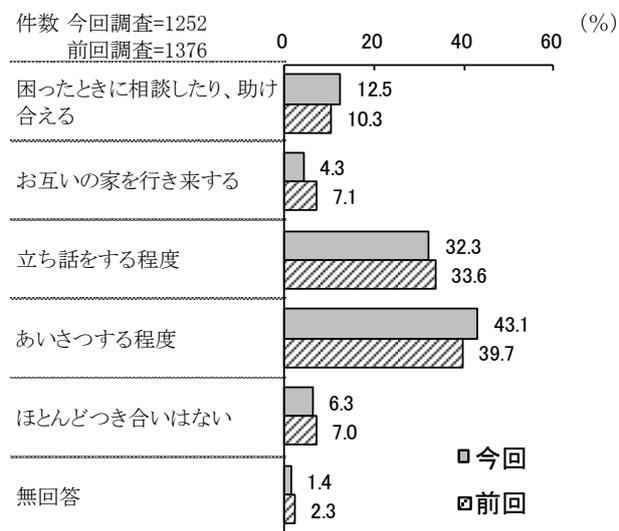
- 身近に感じる「地域」の範囲は、「町内会・自治会」が34.2%で最も高く、次いで「となり近所」が17.6%、「小学校区」が14.1%となっています。



2-2 近所付き合いの程度

問3 あなたは、近所の人とどの程度のおつき合いをしていますか。(1つだけ)

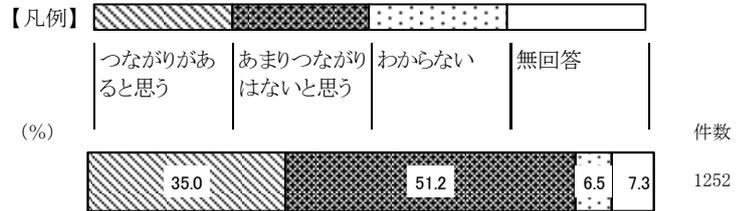
- 近所付き合いの程度は、「あいさつする程度」(43.1%)と「立ち話をする程度」(32.3%)といった“出会ったときに交流する人”の割合が高くなっています。「困ったときに相談したり、助け合える」(12.5%)、「お互いの家を行き来する」(4.3%)といった“親しく交流している人”をあわせて16.8%となっています。また、「ほとんどつき合いはない」は6.3%となっています。



2-3 地域とのつながりについて

問4 あなた自身は、地域とのつながりがあると思いますか。(1つだけ)

- 地域とのつながりは、「つながりがあると思う」が35.0%、「あまりつながりはないと思う」が51.2%で、ないと思う人の割合が高くなっています。

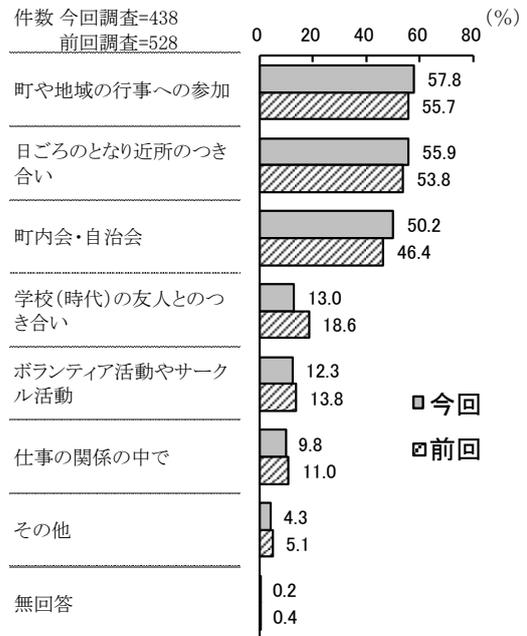


2-4 つながりがあると思うこと

【問4で「1」と答えた方にお聞きします。】

問4-1 どのようなところでつながりがあると思いますか。(3つまで)

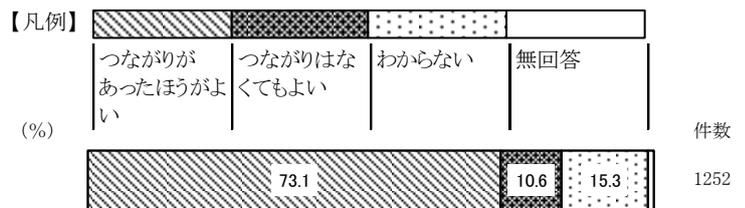
- つながりがあると思うことは、「町や地域の行事への参加」(57.8%)、「日ごろのとなり近所のつき合い」(55.9%)、「町内会・自治会」(50.2%)がそれぞれ5割以上となっています。



2-5 地域とのつながりについての考え方

問5 あなたは、地域とのつながりがあったほうがよいと思いますか。(1つだけ)

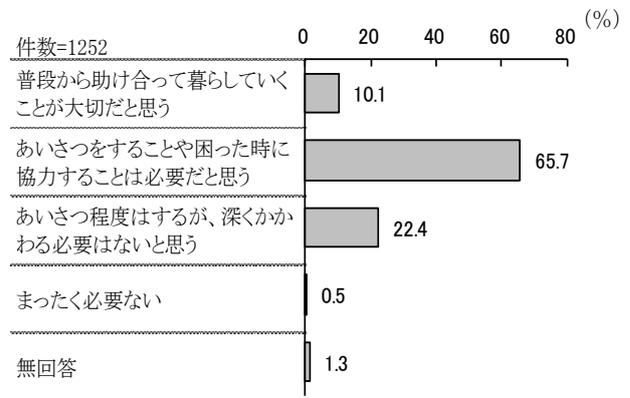
- 地域とのつながりについての考え方は、「つながりがあったほうがよい」が73.1%となっています。一方、「つながりはなくてもよい」は10.6%となっています。



2-6 近所付き合いに対する考え方

問6 あなたのご近所のお付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。(1つだけ)

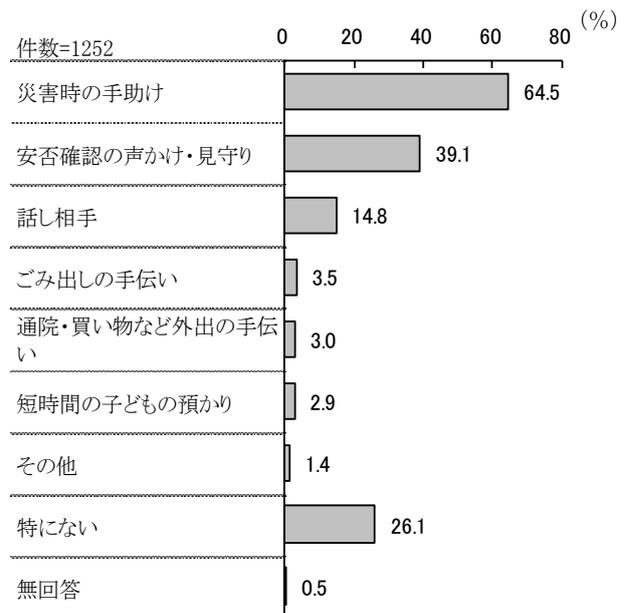
- 自身の近所付き合いに対する考え方は、「あいさつをすることや困った時に協力することは必要だと思う」が65.7%で最も高くなっています。「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はないと思う」が22.4%、「普段から助け合って暮らしていくことが大切だと思う」は10.1%となっています。



2-7 地域に手助けしてほしいこと

問7 ご近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをして欲しい」と思うことはありますか。(いくつでも)

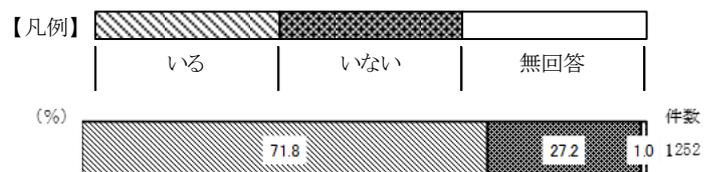
- 近所付き合いの中で手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」が64.5%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が39.1%、「話し相手」が14.8%となっています。一方、「特にない」は26.1%となっています。



2-8 避難の際に手助けをお願いできる人

問8 あなたは、台風などの災害時に避難する際、手助けをお願いできる人(家族、近所の人など)がいますか。(1つだけ)

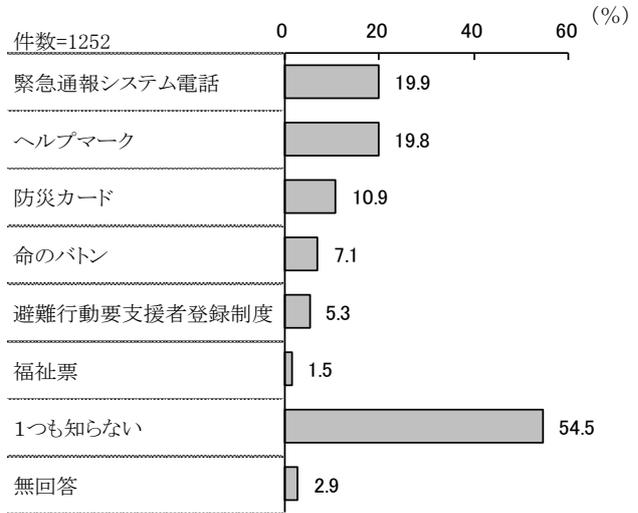
- 災害時に避難する際に手助けをお願いできる人がいるかどうかについては、「いる」が71.8%、「いない」が27.2%となっています。



2-9 防災・緊急時対応の取り組みの認知

問9 防災や緊急時の対応に関する以下の取り組み等について、知っているものをあげてください。(いくつでも)

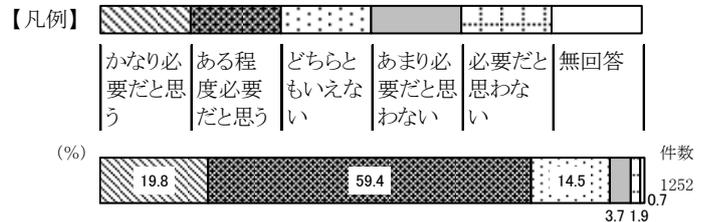
- 防災や緊急時の対応に関する取り組み等で知っているものは、「緊急通報システム電話」が19.9%で最も高く、次いで「ヘルプマーク」(19.8%)、「防災カード」(10.9%)、「命のボタン」(7.1%)となっています。一方、「1つも知らない」は54.5%と5割以上となっています。



2-10 地域の個人情報共有についての考え方

問10 大規模災害等の備えとして、避難行動要支援者登録制度*等のように、地域で個人情報を共有することについて、どう思いますか。(1つだけ)

- 災害等の備えとして地域で個人情報を共有することについては、「かなり必要だと思う」が19.8%、「ある程度必要だと思う」が59.4%で、両者を合わせた『必要だと思う』が79.2%となっています。「どちらともいえない」は14.5%となっています。



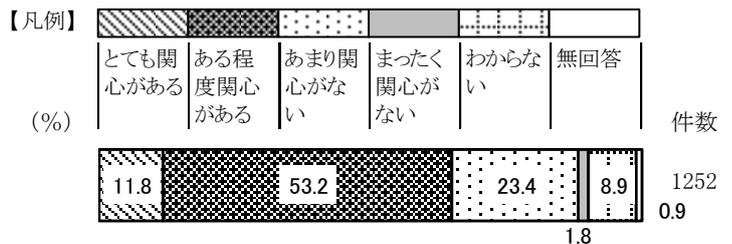
* 避難行動要支援者登録制度
体の不自由な方や寝たきりの高齢者等で、災害時に自力での避難が困難な方の情報を市に登録する制度

3 福祉への関心について

3-1 福祉についての関心度

問11 あなたは、福祉について関心がありますか。(1つだけ)

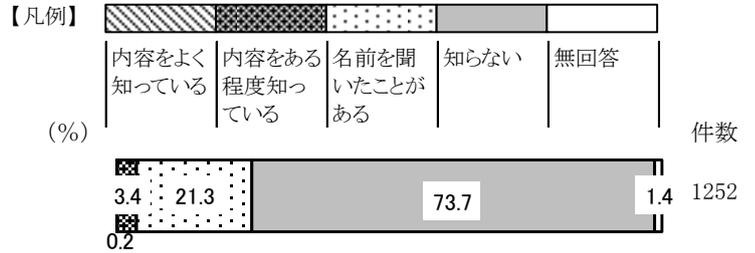
- 福祉についての関心度は、「ある程度関心がある」が53.2%で最も高く、「とても関心がある」(11.8%)をあわせた『関心がある』は65.0%となります。一方、「あまり関心がない」「まったく関心がない」をあわせた『関心がない』は25.2%となっています。



3-2 「稲沢市地域福祉計画」の認知度

問12 あなたは、「稲沢市地域福祉計画」を知っていますか。(1つだけ)

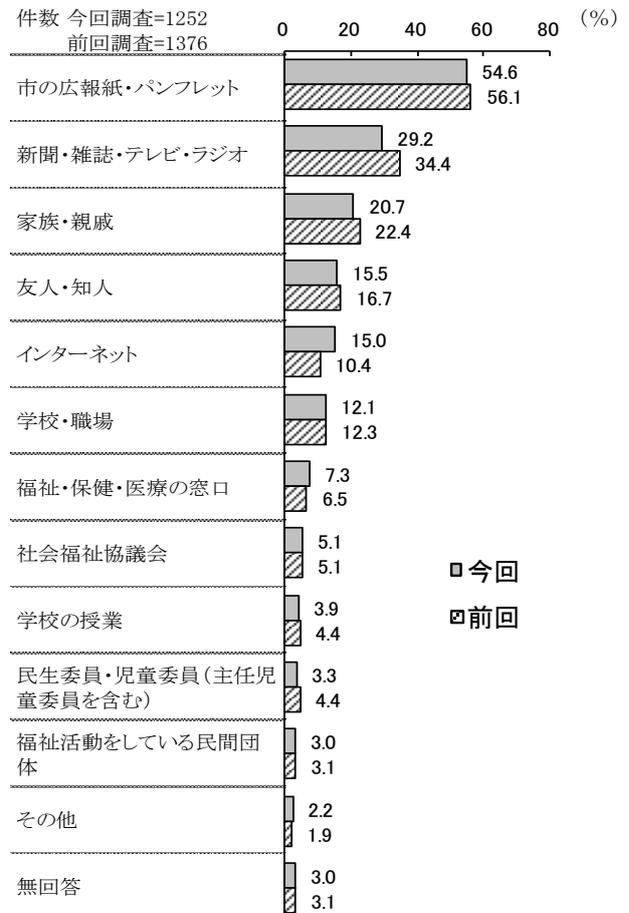
- 稲沢市地域福祉計画の「内容をよく知っている」(0.2%)、「内容をある程度知っている」(3.4%)は、ともに1割未満となっています。これに「名前を聞いたことがある」(21.3%)を合わせた認知度は24.9%となっています。一方、「知らない」は73.7%となっています。



3-3 福祉に関する情報の入手方法

問13 あなたは、福祉に関する情報をどこから得ていますか。(いくつでも)

- 福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報紙・パンフレット」が54.6%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が29.2%、「家族・親戚」が20.7%、「友人・知人」が15.5%となっています。

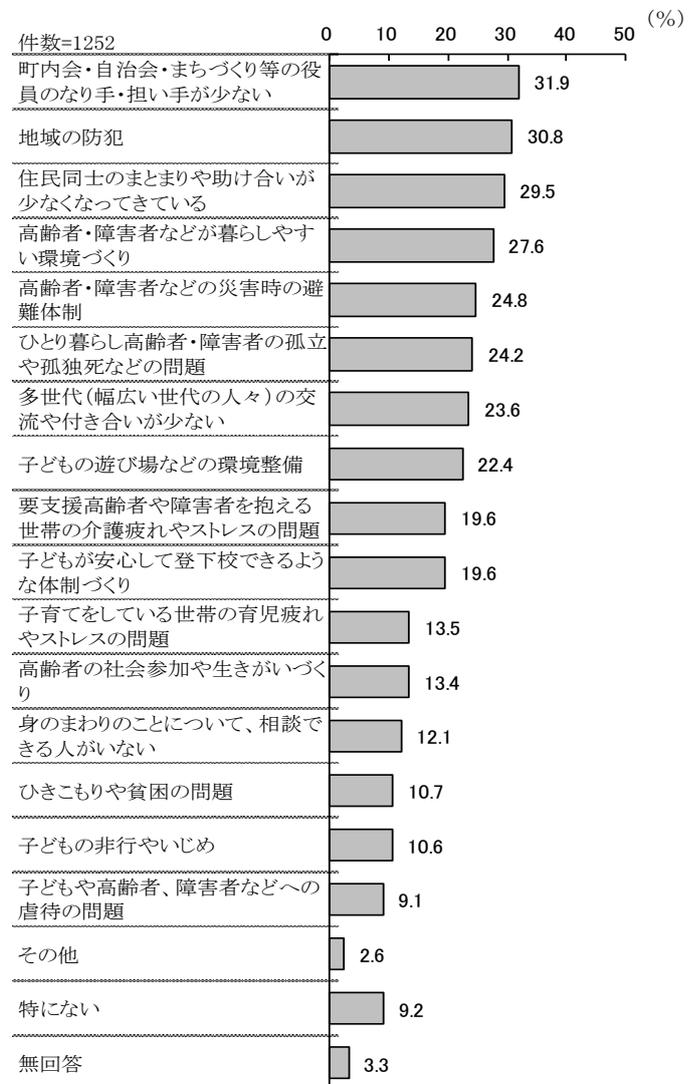


4 地域の福祉課題について

4-1 地域の課題や問題点

問 14 あなたの住んでいる地域で、福祉に関し、どのような課題や問題があると思いますか。(いくつでも)

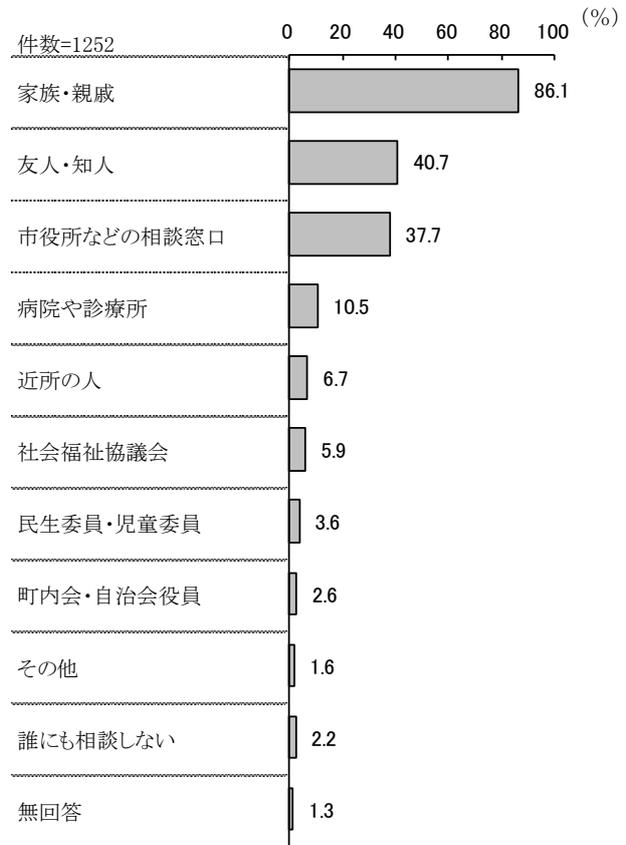
- 福祉に関する、地域の課題や問題点は、「町内会・自治会・まちづくり等の役員のなり手・担い手が少ない」が31.9%で最も高く、次いで「地域の防犯」(30.8%)、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなってきた」(29.5%)、「高齢者・障害者などが暮らしやすい環境づくり」(27.6%)、「高齢者・障害者などの災害時の避難体制」(24.8%)となっています。



4-2 生活上の困りごとの相談相手

問 15 もし、あなたが生活上の困りごとを抱えたとき、誰（どこ）に相談しますか。（いくつでも）

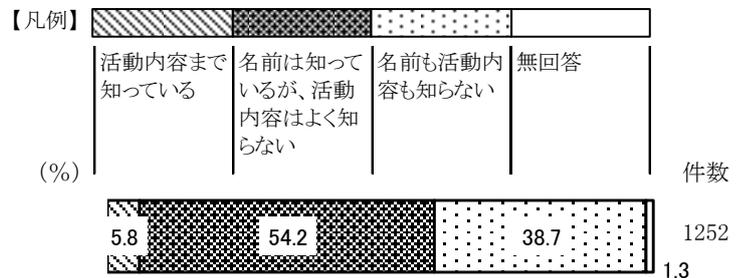
- 生活上の困りごとの相談相手は、「家族・親戚」が 86.1%で最も高く、次いで「友人・知人」が 40.7%、「市役所などの相談窓口」が 37.7%、「病院や診療所」が 10.5%となっています。



4-3 稲沢市社会福祉協議会の認知度

問 16 稲沢市には、地域福祉の向上のために、地域で手助けが必要な人の相談にのったり、社会福祉への住民参加を促すなど、さまざまな活動を行う「稲沢市社会福祉協議会」があります。あなたは、この組織を知っていますか。（1つだけ）

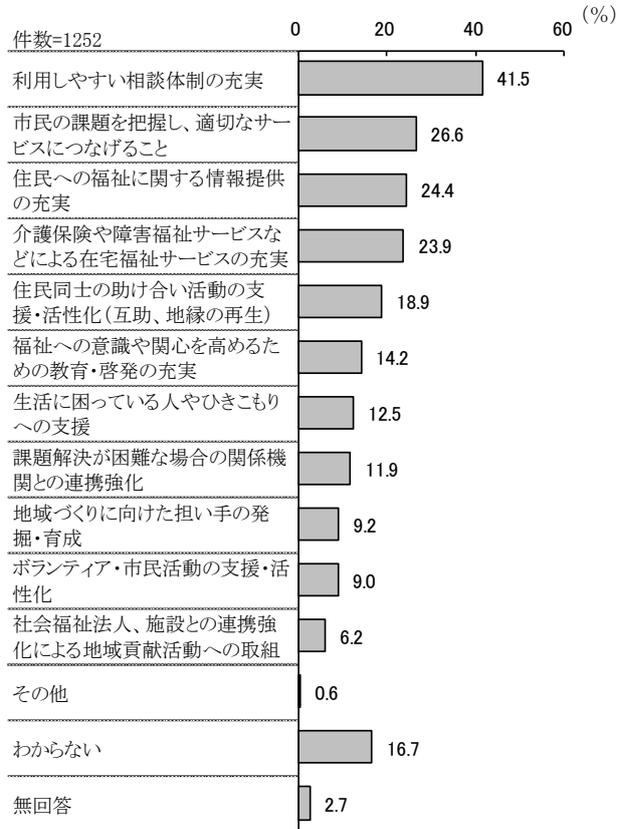
- 稲沢市社会福祉協議会については、「活動内容まで知っている」は 5.8%、「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が 54.2%で最も高くなっています。これらを合わせた認知度は 60.0%となっています。



4-4 社会福祉協議会に期待する役割

問 17 あなたは、社会福祉協議会に期待する役割は何だと思いますか。(3つまで)

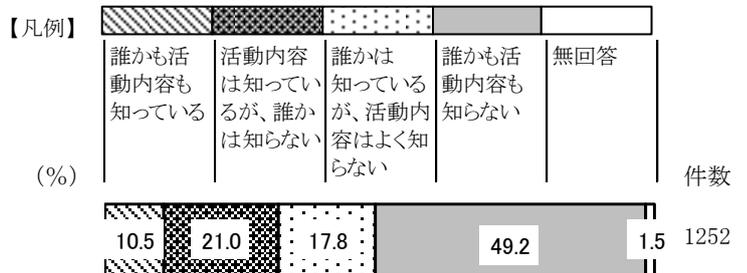
- 社会福祉協議会に期待する役割は、「利用しやすい相談体制の充実」が41.5%で最も高く、次いで「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげる」が26.6%、「住民への福祉に関する情報提供の充実」が24.4%、「介護保険や障害福祉サービスなどによる在宅福祉サービスの充実」が23.9%となっています。



4-5 地域の民生委員・児童委員の認知度

問 18 民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざして、さまざまな活動を行っています。あなたは、お住まいの地域の民生委員・児童委員さんを知っていますか。(1つだけ)

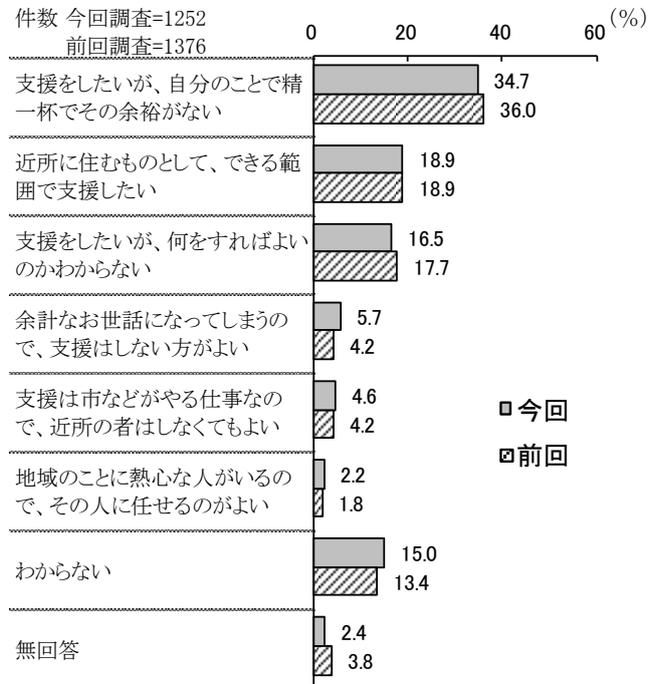
- 地域の民生委員・児童委員については、「誰かも活動内容も知っている」は10.5%で、これに「活動内容は知っているが、誰かは知らない」「誰かは知っているが、活動内容はよく知らない」を合わせた認知度は49.3%となっています。一方、「誰かも活動内容も知らない」は49.2%となっています。



4-6 地域福祉についての考え方

問 19 あなたの住んでいる地域で、何らかの支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者、介護を必要としている方、子育て中の家族など）への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（1つだけ）

- 地域福祉についての考え方をたずねたところ、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が34.7%で最も高く、次いで、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」（18.9%）、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」（16.5%）となっています。

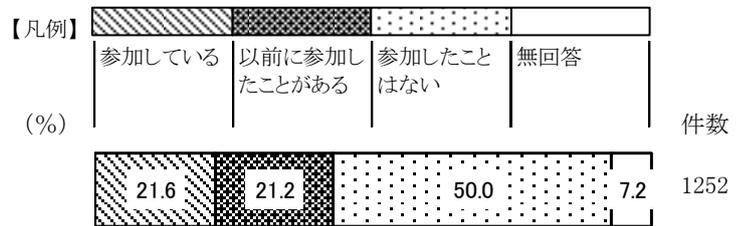


5 地域活動やボランティア活動について

5-1 ボランティア活動への参加状況

問 20 あなたは、地域の活動やボランティア活動に参加したことがありますか。(1つだけ)

- 地域活動やボランティア活動の参加状況をみると、「参加している」は21.6%となっています。これに「以前に参加したことがある」(21.2%)を合わせた『参加経験がある』は42.8%となっています。一方、「参加したことはない」は50.0%となっています。

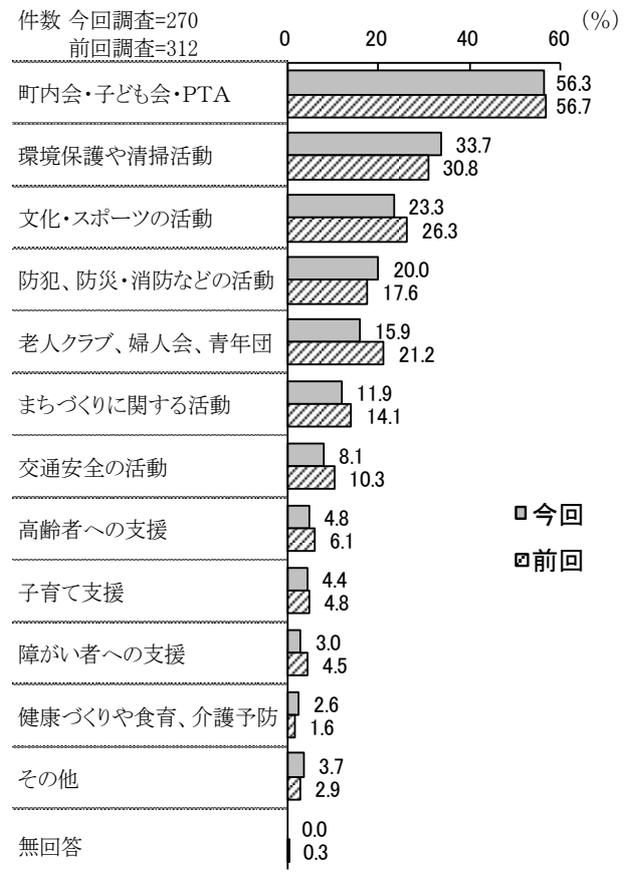


5-2 活動分野

【問 20 で「1」と答えた方にお聞きします。】

問 20-1 どのような活動に参加していますか。(いくつでも)

- 参加している活動の分野は、「町内会、子ども会、PTA」が56.3%で最も高く、次いで「環境保護や清掃活動」(33.7%)、「文化・スポーツの活動」(23.3%)、「防犯・防災・消防などの活動」(20.0%)と続いています。

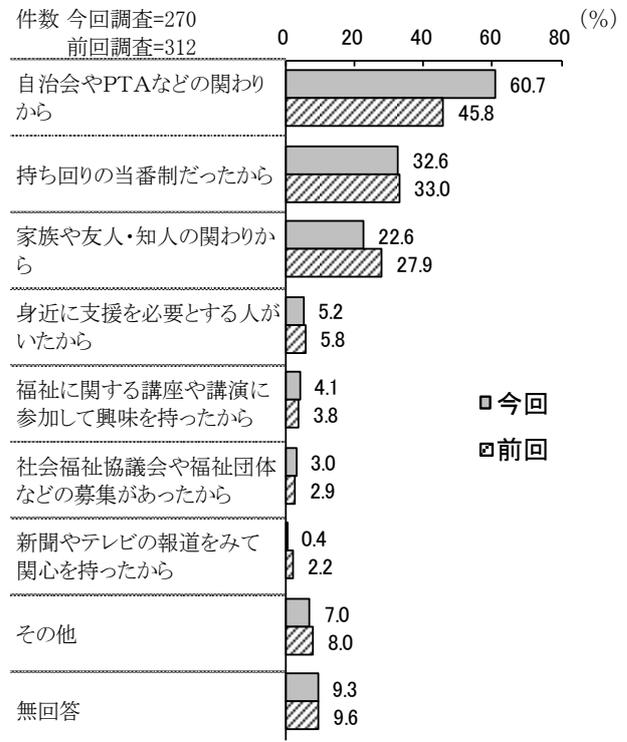


5-3 ボランティア活動に参加した主なきっかけ

【問 20 で「1」と答えた方にお聞きします。】

問 20-2 参加した主なきっかけは何ですか。(2つまで)

- 活動に参加した主なきっかけは、「町内会・自治会やPTAなどの関わりから」が60.7%で最も高く、次いで「持ち回りの当番制だったから」(32.6%)、「家族や友人・知人の関わりから」(22.6%)と続き、これら以外の理由はいずれも1割未満となっています。

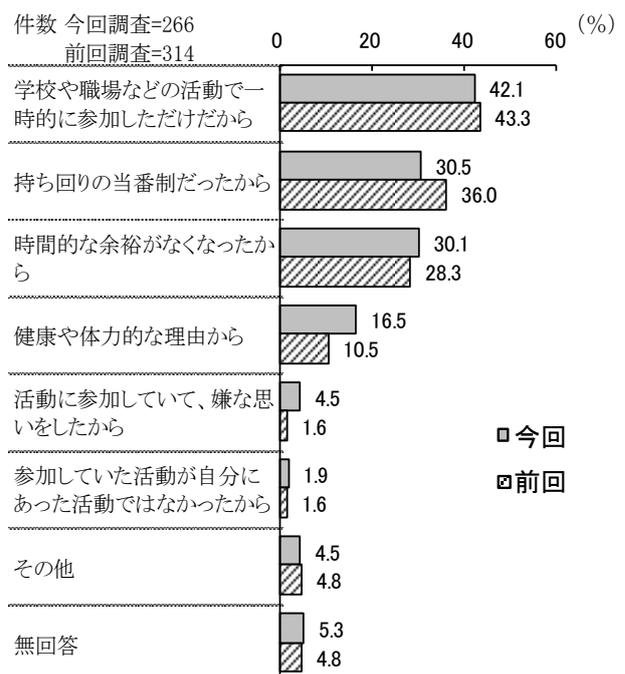


5-4 現在ボランティア活動をしていない理由

【問 20 で「2」と答えた方にお聞きします。】

問 20-3 現在、参加していない理由は何ですか。(いくつでも)

- 現在ボランティア活動をしていない理由は、「学校や職場などの活動で一時的に参加しただけだから」が42.1%で最も高く、次いで「持ち回りの当番制だったから」(30.5%)、「時間的な余裕がなくなったから」(30.1%)、と続いています。

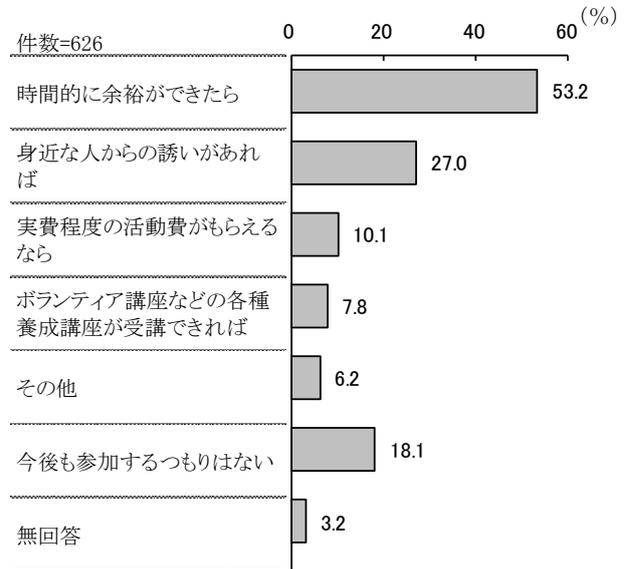


5-5 ボランティア活動に参加するためのきっかけ

【問 20 で「3」と答えた方にお聞きします。】

問 20-4 どのようなきっかけがあれば参加したいと思いますか。(いくつでも)

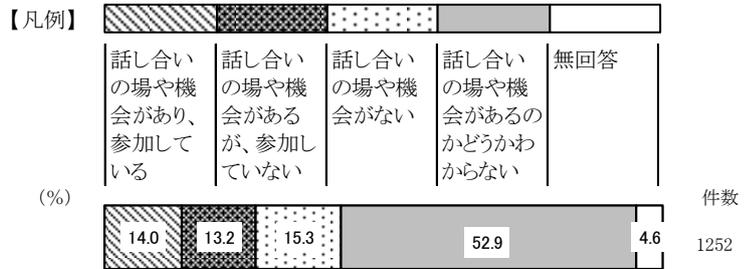
- ボランティア活動に参加するためのきっかけは、「時間的に余裕ができたら」が 53.2%で最も高く、次いで「身近な人からの誘いがあれば」が 27.0%となっています。



5-6 地域問題の話し合いの場や機会があった場合の参加機会と参加状況

問 21 あなたの住んでいる地域の問題について、話し合いの場や機会がありますか。また、あなたはそこに参加していますか。(1つだけ)

- 地域問題の話し合いの場や機会については、「話し合いの場や機会があるかどうか分からない」が 52.9%で最も高くなっています。「話し合いの場や機会があり、参加している」は 14.0%、「話し合いの場や機会があるが、参加していない」は 13.2%で、これらをあわせた『話し合いの場や機会がある』は 27.2%となっています。



6 地域での助け合いについて

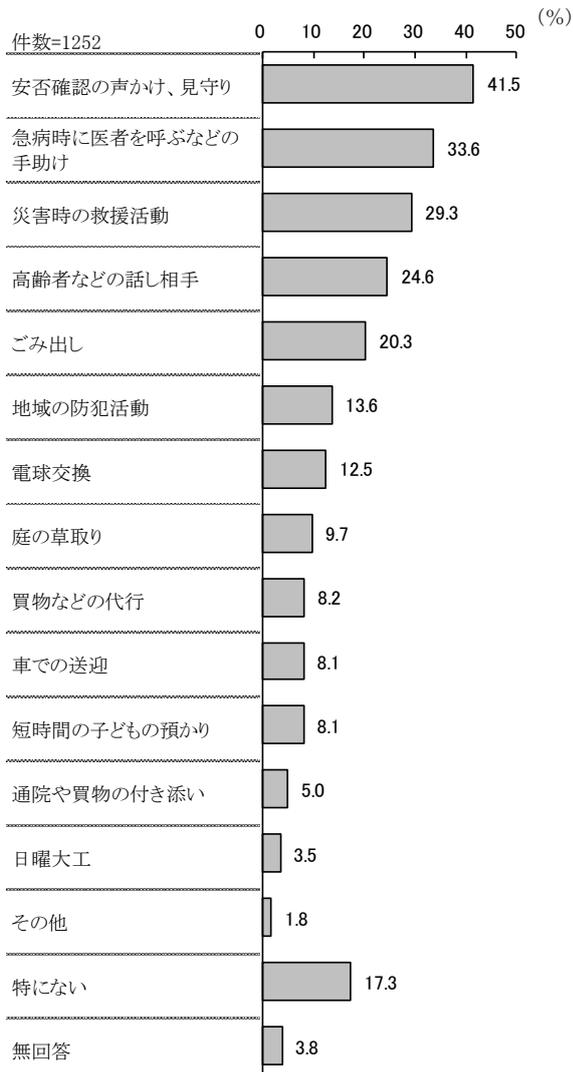
6-1 ボランティアとして支援できること

問 22 あなたの住んでいる地域で、何らかの支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者、介護を必要としている方、子育て中の家族など）がいた場合、ボランティア（無償）として、あなたはどのようなことなら支援できると思いますか。（いくつでも）

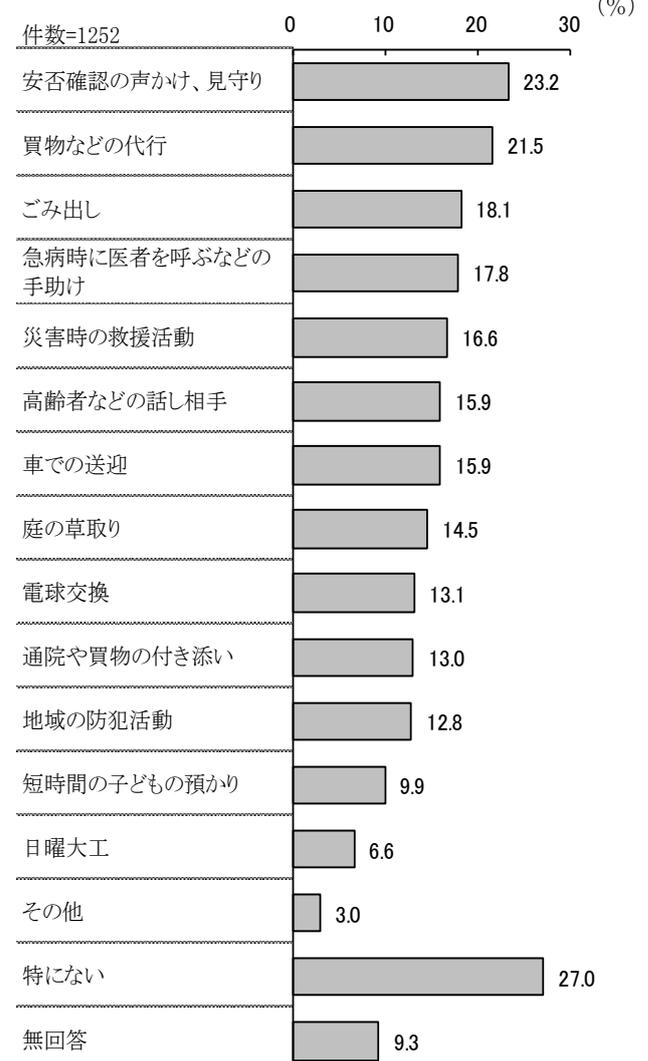
問 22-1 問 22 で有償（少額の謝礼をいただいての活動）であれば、あなたならどのようなことなら支援できると思いますか。（いくつでも）

- 無償ボランティアとして支援できることは、「安否確認の声かけ、見守り」が 41.5%で最も高く、次いで、「急病時に医者をお呼ぶなどの手助け」(33.6%)、「災害時の救援活動」(29.3%)、「高齢者などの話し相手」(24.6%)、「ごみ出し」(20.3%)と続いています。また、「特にない」は 17.3%となっています。
- 有償ボランティアとして支援できることは、「安否確認の声かけ、見守り」が 23.2%で最も高く、次いで、「買物などの代行」(21.5%)、「ごみ出し」(18.1%)、「急病時に医者をお呼ぶなどの手助け」(17.8%)、「災害時の救援活動」(16.6%)、「高齢者などの話し相手」(15.9%)と続いています。また、「特にない」は 27.0%となっています。

【無償ボランティアとして支援できること】



【有償ボランティアとして支援できること】

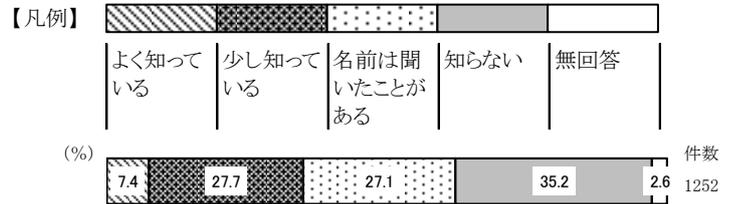


7 成年後見制度について

7-1 成年後見制度の認知度

問 23 あなたは成年後見制度*を知っていますか。(1つだけ)

- 成年後見制度については、「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた『知っている』は35.1%で、これに「名前は聞いたことがある」を合わせた認知度は62.2%となっています。

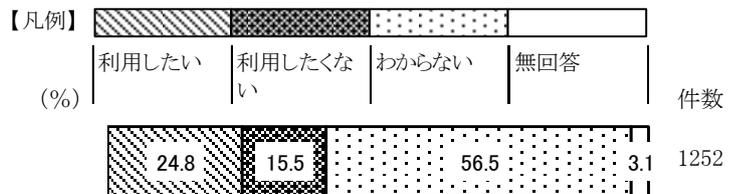


※ 成年後見制度
認知症や障害などの理由で判断能力の不十分な人に代わり、家庭裁判所が選んだ本人にとって最適な後見人が財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度

7-2 成年後見制度の利用意向

問 24 あなた自身や親族が、認知症などにより判断が十分にできなくなったとき「成年後見制度」を利用したいですか。(1つだけ)

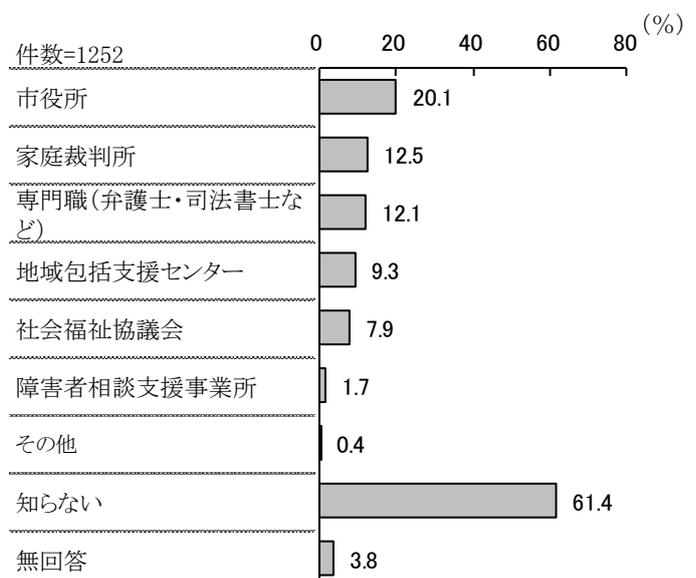
- 成年後見制度の利用意向は、「利用したい」が24.8%、「利用したくない」が15.5%で、「わからない」が56.5%で最も高くなっています。



7-3 成年後見制度について知っている相談先

問 25 成年後見制度について相談できる所を知っていますか。(いくつでも)

- 成年後見制度について知っている相談先は、「知らない」が61.4%、何らかの相談先を知っているが34.8%となっています。知っている相談先は「市役所」が20.1%、「家庭裁判所」が12.5%、「専門職(弁護士・司法書士など)」が12.1%、「地域包括支援センター」が9.3%、「社会福祉協議会」が7.9%、「障害者相談支援事業所」が1.7%、「その他」が0.4%となっています。

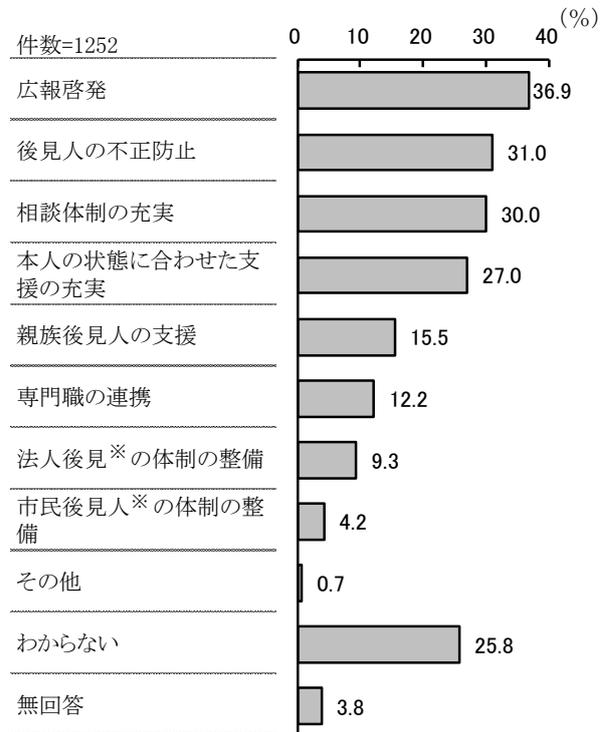


7-4 成年後見制度の利用の促進・充実に必要なこと

問 26 成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

- 成年後見制度の利用促進・充実に必要なことは、「広報啓発」が36.9%で最も高く、次いで、「後見人の不正防止」(31.0%)、「相談体制の充実」(30.0%)、「本人の状態に合わせた支援の充実」(27.0%)と続いています。

- ※ 法人後見
社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が支援・保護を行う
- ※ 市民後見人
社会貢献への意欲が高い一般市民の方が支援・保護を行う

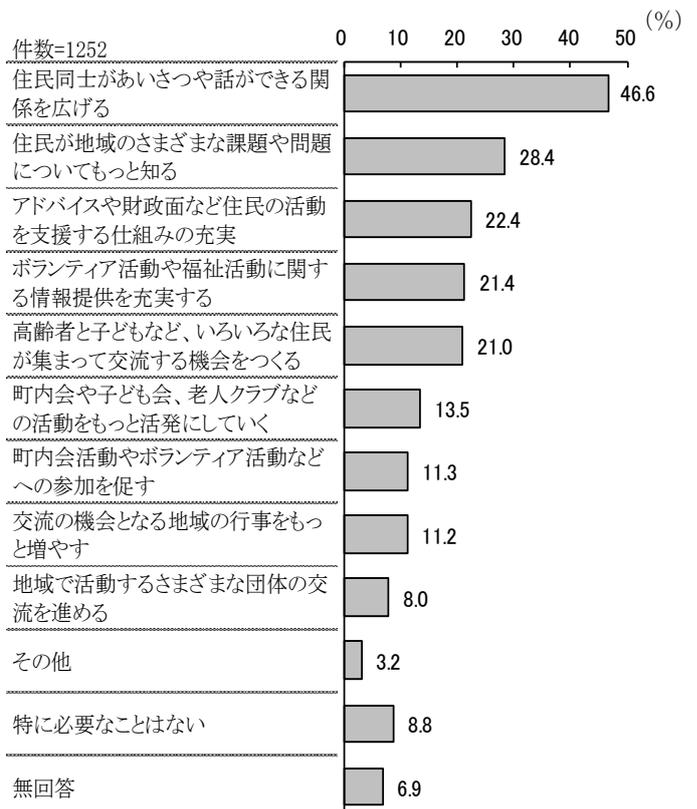


8 稲沢市のこれからの地域福祉について

8-1 地域福祉活動を活発にするために必要なこと

問 27 あなたの住む地域の福祉をより活発にするためには、住民にとってどのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

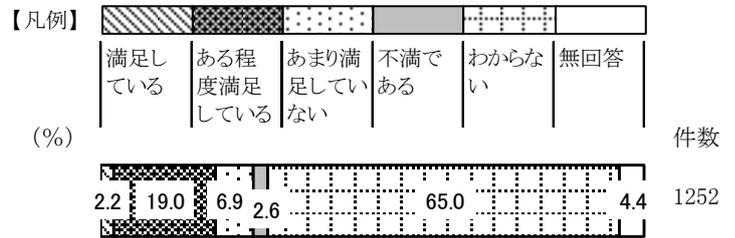
- 地域福祉を活発にするために必要なことは、「住民同士があいさつや話ができる関係を広げる」が46.6%で最も高く、次いで「住民が地域のさまざまな課題や問題についてもっと知る」(28.4%)、「アドバイスや財政面など住民の活動を支援する仕組みの充実」(22.4%)、「ボランティア活動や福祉活動に関する情報提供を充実する」(21.4%)、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくる」(21.0%)、と続いています。



8-2 市の福祉事業・活動全般の満足度

問 28 あなたは、現在の稲沢市が行う福祉事業・活動全般において、満足していますか。(1つだけ)

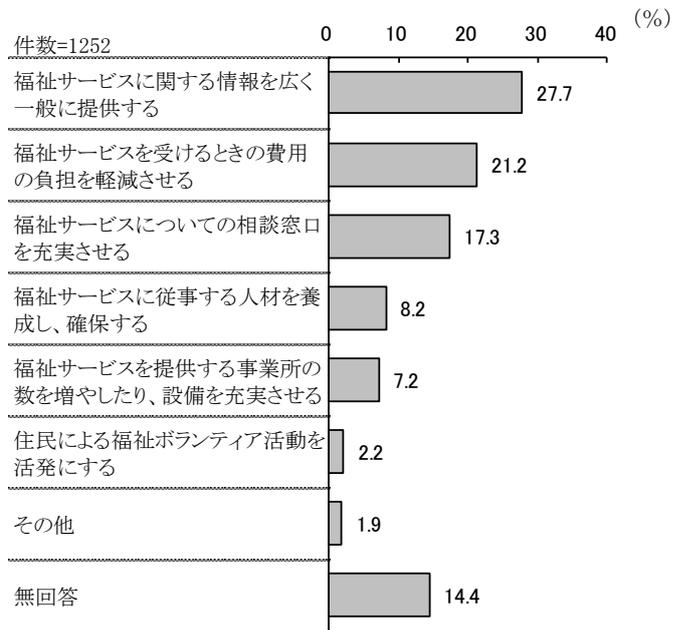
- 市の福祉事業・活動全般の満足度は、「わからない」が65.0%となっています。また、「満足している」と「ある程度満足している」を合わせた『満足』は21.2%で、「あまり満足していない」と「不満である」を合わせた『不満』(9.5%)を11.7ポイント上回っています。



8-3 必要な福祉サービスが受けられるために充実すべきこと

問 29 福祉サービスを必要とする方が十分なサービスを受けるために最も充実させるべきだと思うものは何ですか。(1つだけ)

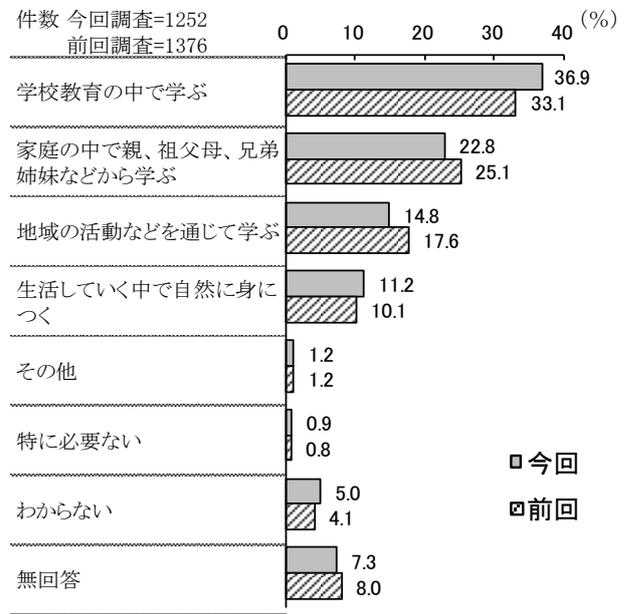
- 福祉サービスを必要とする人が十分なサービスを受けられるために充実すべきことは、「福祉サービスに関する情報を広く一般に提供する」が27.7%で最も高く、次いで「福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」(21.2%)、「福祉サービスについての相談窓口を充実させる」(17.3%)と続いています。



8-4 福祉教育についての考え方

問 30 あなたは、思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのがよいと考えますか。(1つだけ)

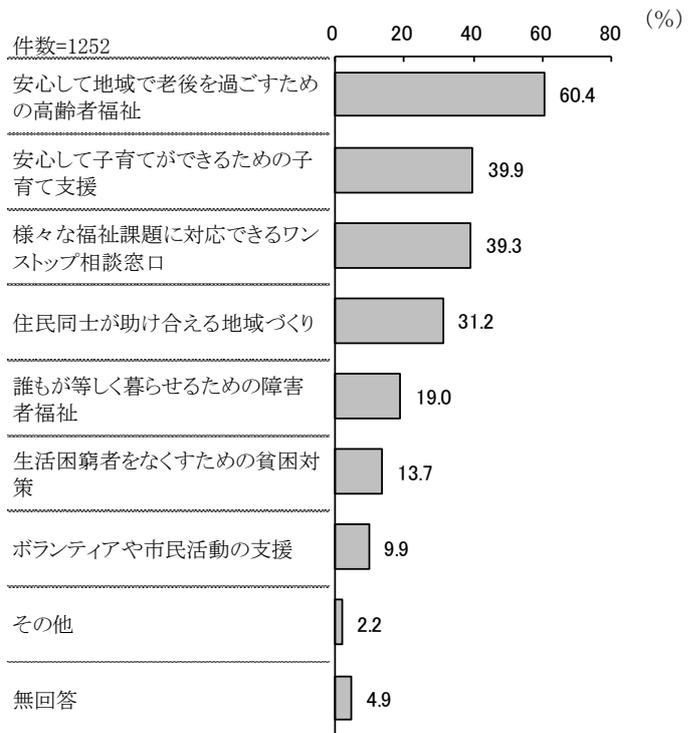
- 思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育についての考え方は、「学校教育の中で学ぶ」が36.9%で最も高く、次いで「家庭の中で親、祖父母、兄弟姉妹などから学ぶ」(22.8%)、「地域の活動などを通じて学ぶ」(14.8%)と続いています。



8-5 稲沢市のこれからの福祉で重点をおくべきこと

問 31 稲沢市のこれからの福祉は何に重点をおくべきだと思いますか。(3つまで)

- 稲沢市のこれからの福祉で重点をおくべきことは、「安心して地域で老後を過ごすための高齢者福祉」が60.4%で最も高く、次いで「安心して子育てができるための子育て支援」(39.9%)、「様々な福祉課題に対応できるワンストップ相談窓口」(39.3%)、「住民同士が助け合える地域づくり」(31.2%)と続いています。





第4次 稲沢市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年度～令和6年度

地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち

発行：稲沢市 稲沢市社会福祉協議会（令和2年3月）

編集：稲沢市市民福祉部福祉課 稲沢市稲府町1番地 TEL：0587（32）1278
稲沢市社会福祉協議会 稲沢市西町3-10-24 TEL：0587（23）6713

デザインコンセプト：表紙イラストは「みんな笑顔」、緑のコネクタは「つながり」を意味しています。
地域福祉がつながりを生み、みんなが笑顔になることをイメージしています。



© 稲沢市 いなッピー



稲沢市社会福祉協議会
マスコットキャラクター 福ちゃん